

第六十三回 参議院法務委員会會議録第十四号

(三〇〇)

昭和四十五年五月七日(木曜日)
午前十時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小平 芳平君
理事 河川 陽一君
後藤 義隆君
龜田 得治君
山田 徹一君

委員 江藤 智君
木島 義夫君
小林 國司君
堀本 宜実君
山崎 竜男君
小林 武君
松澤 兼人君
山高しげり君

國務大臣 法務大臣 小林 武治君

政府委員 法務大臣官房長 安原 美穂君
法務大臣官房司 影山 勇君
法制調査部長 岸 盛一君
最高裁判所長官代理者 寺田 治郎君
最高裁判所事務 矢崎 憲正君
最高裁判所事務 大内 恒夫君
最高裁判所事務 矢口 洪一君
最高裁判所事務 佐藤 千速君

最高裁判所事務 外山 四郎君
最高裁判所事務 林 修君
最高裁判所事務 二見 次夫君
常任委員会専門 員

参考人 日本弁護士連合 会臨時司法制度 調査会意見対策 委員会委員長 鈴木 匡君

本日の會議に付した案件
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

本日、参考人として日本弁護士連合会臨時司法制度調査会意見対策委員会委員長鈴木匡君の御出席を願っております。

この際、委員会を代表いたしました一言ごあいさつ申し上げます。参考人には御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日は、目下当委員会におきまして審査を進めております裁判所法の一部を改正する法律案について参考人の御意見を承り、本案審査の参考にいたしたいと存じております。何とぞ忌憚のない御意見をお述べくださるようお願い申し上げます。なお、議事の都合上、御意見は二十分程度お述べをいただき、その後委員からの質疑にお答えをお願いいたします。また、御発言の際は、そのつど委員長に許可を受けることに

なっております。どうぞよろしくお願いいたします。

では御意見をお述べ願います。鈴木参考人。

○参考人(鈴木匡君) お許しをいただきましたので、私からこの法律案に対します所見を申し上げます。さしていただきたいと思います。

この法律案につきましては、日本弁護士連合会といたしましては反対をいたしておるのでござい。す。すでにその反対理由につきましては諸先生も御存じいただいておりますこと存じますので、そのうちのおもなものを二、三申し上げさせていただきます。その次にこうした結論を出すに至りますまでの日本弁護士連合会における経過の概要を申し上げます。それが終わりましたら、裁判所、弁護士会の連絡協議の状況について触れさせていただきます。その次で伺いたいと思っております。最後に、私自身がなお連絡協議で伺いたいと思っております。二、三の点に触れさせていただきます。第一に、日弁連がこの案に反対をいたしております理由の一つに、簡易裁判所は地方裁判所とは全然性格が違つておるのだと、一審事件を地裁と簡裁と分け合つて行なり、そういうふうな目的で設置されたものではないというわけでございます。そういう関係からいたしまして、簡易裁判所では、現在におきましても、簡易な事件、輕微な事件、これを扱うのにふさわしい、その程度の人的構成になっておるのでございます。御承知のように、昭和二十二年に裁判所法が制定されるにあたり、従来区裁判所が第一審裁判所として行なつておりました権限は、自後地方裁判所において行なうことにされたわけでございます。一方新憲法では、犯罪捜査などで強制処分を必要とするような場合に、現行犯の場合以外は裁判官の令状によらなければ逮捕、捜索などができないという

ことになり、終戦後周もないことでもございまして、交通不便な実情などを考慮されまして、警察署の近くに裁判所がないと急を要するときは間に合わないというふうな事情からいたしまして、区裁判所とは性格の違つた簡易裁判所が全国で五百七十九カ所設けられたわけでございます。刑事については令状の発付を主として、これとともに輕微な事件を扱わせ、民事については調停や和解を主として、これにあわせて少額の事件を簡易迅速に行なわせようとしたわけでありまして、それだからこそ、簡易裁判所の裁判官につきましては、司法試験に合格して、さらに司法修習を経るというふうな、法律専門家というふうなむずかしい資格要件を必要としないうで、円満な社会常識のある人をもつて足るとしたものであつて、現在においても、その過半数はこうした特任の裁判官であるばかりでなく、有資格の裁判官は大部分の方が地方裁判所と兼任の方が多いのでござい。したがつて、実際には簡易裁判所ではほとんど特任の裁判官が裁判を行なつておられるというふうな実情でござい。こゝろからいへば、簡易裁判所に多数の事件が扱われるということになりますと、簡易裁判所設置本来の趣旨に反するばかりでなく、その機能も果たし得ないのではないかとこのことをおそれているわけでございます。

次に、国民の裁判を受ける権利を弱体化するのではないかとこのことについてござい。国民の裁判を受ける権利を十分に保障するために、第一に裁判官の資格を厳重にすることが必要であつて、昭和二十二年に裁判所法が制定されました。最下級の区裁判所におきましても、その裁判官はすべて高等試験司法科試験に合格してさらに一年半の試験を経た後裁判の実務に相当年数の経験を積んだ方が裁判を行なつてこられた

わけでございます。簡裁はそれとは性格が違ふために、かような要件を必要としておらないのであります。そういうところで一審事件の半数に及ぶ多数の事件が裁判されるということになります。この面で弱体化するということをおそれているわけでございます。さらに、この簡裁の事件につきましては、上告は原則として高等裁判所ということになります。これはかえて申し上げますと、最高裁判所はこれに関与しないというふうなことになるのであります。この点も、戦前は全部第一審が上告事件を扱ってこられたのと異なつて、これを比較いたしまして国民の裁判を受ける権利を弱体化することになるというふうに考へておるわけでございます。そういういたしますと、国民の裁判所に対する信頼感や安心感を阻害するのではないかと、いふに考へておるのでございます。

裁判所の機能には二つあるのではないかと、いふに考へられます。その一つは、積極的あるいは具体的機能とでも申しましようか、現実には裁判を受けるという面であり、他の一つは消極的あるいは潜在的機能とも言うべきものでございまして、これは自分の権利や利益が侵害されたりあるいはそのおそれのあるようなとき、そういういたときに、その侵害を排除したり、あるいは義務の履行を求めるために、国民はだれでも、またいつでも、裁判所に訴えを出して、その保護を求められるという安心感と信頼感であります。裁判の弱体化ということは、単に具体的な事案についてだけでなく、国民の裁判所に寄せますこれらの信頼感や安心感に対しても決して好ましい影響を与えるものとは考へられないのであります。現在、地裁の新受件数がふえてまいりまして、地裁の裁判官の負担が過重であると言われております。だからこそ今度の改正でその負担過重を緩和したいというのが裁判所のお考えのうちに何つておるのでございますが、むしろ裁判所の負担が過重であるならばその過重を解消するために地方裁判所を充実強化していただくのが本来のあり方ではないだらうか。これをしないで、地裁の負担を減ら

すために、第一審事件の半数、あるいはところによつては六割、その前後にならうかとも言われておりますが、こうした多数の事件が簡易裁判所に移りますというところは、国民の利益という点から考へましても納得できないのではなからうかというところを日弁連としては考へておるわけでございます。本来、先ほど申しましたように、簡裁はもつと少額で簡単な事件を扱うところであつて、たとえて申しますと、野ら着のままで裁判所に出かけて、そして訴状などを書かないで口頭で申し立てて、すぐその場で裁判をしてもらえる、あるいは準備書面などというむずかしいめんどうな書面も書かないで口頭で受け付けていただく、進行していただく、こういうふうなことをやっていただいてこそ地域住民が非常に利益を受けるという、またそういうための裁判所ではなからうかといふに考へられておるのに、地方裁判所の負担が多いからといつてその一部を肩がわりするといふような考へ方は納得できないというふうに考へておるわけでございます。もちろん最高裁判所におかれましても、人的構成とか物的設備の両面にわたつて地方裁判所を強化充実することについては何ら異論はないと申し述べておられます。まことに敬意を表しておる次第でございますが、そしてまた本年も二十名の増員を国会で御承認をいただいたように何つておるのでございますが、弁護士会といつたしましてはこの充実強化を特に望んでおるというふうな次第でございます。これこそ国民の利益にかなうものではないかといふふうに考へておるわけでございます。簡裁に比較的に余裕があるからといふのが最高裁のお考えのようでございますけれども、私どもはそのように考へられないのではなからうかといふふうに思つておるわけでございます。と申しますのは、いま申しましたような簡易迅速な方法で少額軽微な事件をおやりいただくために考へておるに、いかかわらず、いざ口頭で申し立ていたしましたも、それは書面で出せとか、なかなか民事訴訟法に規定いたしております簡易裁判所の督促の規定が活用され

ておらないのでございます。もつとも、これに對しましては、裁判所のお考えは、口頭で受け付けておることは、ややもすれば裁判所がどちらか一方に偏しておるのではないかと、口頭で受け付けておるので、そういう点も考慮しているんだというふうなお話ではございます。がしかし、これは私どもの考へからいいますと、むしろそうではないといふことを啓発するだけのことであつて、その努力が足りないのではなからうかと、地域住民に親しまれるためには、その本質をよく理解してもらつて利用してもらふことこそ本来の簡易裁判所のあり方ではなからうかといふふうに考へておるわけでございます。また、比較的余裕があるとは述べておられますけれども、一方では、訴訟事件以外を見てもみますと、督促事件なり公示催告などの事件はかなりふえてきております。訴訟事件は三十年に比べて約二万件ほど減つておるといふようなお話でございますけれども、督促事件では四十二年の比較では七万件の増加といふような現実になつておるわけでございます。もちろん、これに對しましては、比較的簡単だといふようなおことばではございますけれども、そうだといたしましなれば、むしろ簡裁の本来の仕事にお力添えをいただくのがほんとうではないかといふふうに考へておるわけでございます。昭和二十九年の改正の状態に戻すのにすぎないといふようなおことばでもございます。昭和二十九年の改正は経済事情の変動だけではないと思ひます。当時上告事件が最高裁に非常に数多くなり、最高裁の負担を軽くしようとするのもその理由の一つでなかつたかと存するわけでございますが、これを昭和三十年の地裁と簡裁の負担割合に今度も戻すのであるといふようなことになりますと、今回もまた最高裁の負担を減らすといふことにもなり、国民の権利を保障する裁判所のあるべき姿に逆行するのではないかと、いふに考へておるわけでございます。訴訟遅延の原因の多くは、人口の都市集中の結果、過疎地帯、過密地帯、こういうところから出てきたものでありまして、この社会現象に裁判

所の機構が対応されれば、こうした対策も一そう効果を發揮するのではないかと、したがつて、こういうことを考へないで解消していこうとして、それは無理ではなからうかといふふうに考へておるわけでありま。都市におきましては、地裁も簡裁もともに多数の事件をかかえておられるといふような現象でございます。これは東京や大阪の係属件数を調べただけはわかることかと存するわけでありま。現在でも複雑あるいはむずかしいような事案を簡易裁判所で審理されておりますのを、これに對しまして、それ自体が無理でなからうかといふふうに考へておりますのに、さらに訴額を三十万円まで拡張されますといふことになりますと、一そうこうした不適当な事案が多くなつてまいらうかと考へるわけでございます。不動産に関する訴訟は、固定資産の評価額をもつて訴額を算定されるという扱いになつております。固定資産の評価額は、実際の取引価額の何倍、何十倍といふことになりま。こうした数億円に及ぶ事件も簡裁で扱われるという不合理な結果になることも考へられます。もちろん、これにつきましては、一そうの申し立てなどの対策あるいはそれらの活用が考へられるというのが裁判所の御見解のようでありまけれども、その条文の効果は現実にははつきりいたしておるというふうには考へておらないのでございます。そのほか、法曹資格のない裁判官を将来また増員されるのではなからうかと、あるいはこれに對して法曹資格なり弁護士資格を与えるといふふうになつてきはしないかと、判例の不統一を来たすのではないかと、あるいはこういつた判例の不統一を来たすおそれのある場合には民訴の条文の活用がでるんだといふ御意見でございますが、それに對しては別に行なわれなかつた場合の救済規定もないのではないかと。さらに一般事件の上告をなるべく最高裁が扱わないようにしたいといふ御方針もあるんだらうかといふようなことをおそれたり、将来高裁支部の廃止とか地裁支部の統廃合もお考へになつておるのではなからうか。もしそ

ておらないのでございます。もつとも、これに對しましては、裁判所のお考えは、口頭で受け付けておることは、ややもすれば裁判所がどちらか一方に偏しておるのではないかと、口頭で受け付けておるので、そういう点も考慮しているんだというふうなお話ではございます。がしかし、これは私どもの考へからいいますと、むしろそうではないといふことを啓発するだけのことであつて、その努力が足りないのではなからうかと、地域住民に親しまれるためには、その本質をよく理解してもらつて利用してもらふことこそ本来の簡易裁判所のあり方ではなからうかといふふうに考へておるわけでございます。また、比較的余裕があるとは述べておられますけれども、一方では、訴訟事件以外を見てもみますと、督促事件なり公示催告などの事件はかなりふえてきております。訴訟事件は三十年に比べて約二万件ほど減つておるといふようなお話でございますけれども、督促事件では四十二年の比較では七万件の増加といふような現実になつておるわけでございます。もちろん、これに對しましては、比較的簡単だといふようなおことばではございますけれども、そうだといたしましなれば、むしろ簡裁の本来の仕事にお力添えをいただくのがほんとうではないかといふふうに考へておるわけでございます。昭和二十九年の改正の状態に戻すのにすぎないといふようなおことばでもございます。昭和二十九年の改正は経済事情の変動だけではないと思ひます。当時上告事件が最高裁に非常に数多くなり、最高裁の負担を軽くしようとするのもその理由の一つでなかつたかと存するわけでございますが、これを昭和三十年の地裁と簡裁の負担割合に今度も戻すのであるといふようなことになりますと、今回もまた最高裁の負担を減らすといふことにもなり、国民の権利を保障する裁判所のあるべき姿に逆行するのではないかと、いふに考へておるわけでございます。訴訟遅延の原因の多くは、人口の都市集中の結果、過疎地帯、過密地帯、こういうところから出てきたものでありまして、この社会現象に裁判

所の機構が対応されれば、こうした対策も一そう効果を發揮するのではないかと、したがつて、こういうことを考へないで解消していこうとして、それは無理ではなからうかといふふうに考へておるわけでありま。都市におきましては、地裁も簡裁もともに多数の事件をかかえておられるといふような現象でございます。これは東京や大阪の係属件数を調べただけはわかることかと存するわけでありま。現在でも複雑あるいはむずかしいような事案を簡易裁判所で審理されておりますのを、これに對しまして、それ自体が無理でなからうかといふふうに考へておりますのに、さらに訴額を三十万円まで拡張されますといふことになりますと、一そうこうした不適当な事案が多くなつてまいらうかと考へるわけでございます。不動産に関する訴訟は、固定資産の評価額をもつて訴額を算定されるという扱いになつております。固定資産の評価額は、実際の取引価額の何倍、何十倍といふことになりま。こうした数億円に及ぶ事件も簡裁で扱われるという不合理な結果になることも考へられます。もちろん、これにつきましては、一そうの申し立てなどの対策あるいはそれらの活用が考へられるというのが裁判所の御見解のようでありまけれども、その条文の効果は現実にははつきりいたしておるというふうには考へておらないのでございます。そのほか、法曹資格のない裁判官を将来また増員されるのではなからうかと、あるいはこれに對して法曹資格なり弁護士資格を与えるといふふうになつてきはしないかと、判例の不統一を来たすのではないかと、あるいはこういつた判例の不統一を来たすおそれのある場合には民訴の条文の活用がでるんだといふ御意見でございますが、それに對しては別に行なわれなかつた場合の救済規定もないのではないかと。さらに一般事件の上告をなるべく最高裁が扱わないようにしたいといふ御方針もあるんだらうかといふようなことをおそれたり、将来高裁支部の廃止とか地裁支部の統廃合もお考へになつておるのではなからうか。もしそ

うだとする、こうした支部の設置などにつきま
しては、市町村長を先頭にして地域住民の人がか
なり誘致のために努力されたというようなことも
あるはずだ。そういった点も考慮しなければなら
ないのに、たまたま臨時意見書は廃止というよ
うなことも記載しておりますが、それでもって地
域住民が満足するかどうかというようなことを
もおそれておるわけでございます。また、これを
いたしますと、地方によっては非弁護士がばっこ
をするというのを強く訴えられてきておるとこ
ろもございます。また、地域住民は近くの裁判所
の裁判を受けることができるので便利だというよ
うな御意見もございまして、必ずしもそう
言えないという実例などもあげられてきておりま
す。あるいは、これがために訴訟費用がかさんだ
りして、裁判を受ける機会を失うことになるの
ではないかという反対意見も出ておるわけござい
ます。こうした意見で、日弁連といたしましては
賛成ができないということになっておるわけござ
いまして、それもこうした結論を導きますまで
の経過を簡単に御説明申し上げさせていただきます
と思います。

昭和三十三年の八月に、臨時司法制度調査会か
ら内閣総理大臣に意見書が出されたのでございま
す。これに対しては、日弁連としては、重要な
事項について反対事項がございまして、そこ
で、これらの広範な問題についてどう対処する
かを審議してその対策を実行するための機構といた
しまして、臨時司法制度調査会意見に対する対策
委員会というものを設けたわけでありました。略
称して臨時意見対策委員会と申しておるわけであ
りますが、これが昭和三十三年の九月十二日の全
体理事会の承認を経まして設置されてきたわけ
でございます。以来、この委員会が主になりまして、
この臨時に盛り込まれた諸般の事項について検討
をし、あるいはまた理事者と協力して対策の実行
につとめてまいってきましておるわけでありま
す。昭和四十二年五月には日弁連としての意見をま
とめるということになったわけでございます。

一方、その意見書が出ましてから、日弁連と裁
判所との関係が必ずしも円満にいったとは言えな
いような状況に立ち至ったのでございまして。この
不幸な現象はだれが考えましても一日も早く解消
しなければならぬというようなことからいたし
まして、昭和四十三年の理事者は、この臨時意見対
策委員会と常に協議して連絡を保ちながら、最高
裁と話し合いを重ねまして、御承知のように、四
十年九月三十日に、いわゆるメモというものの取
りかわしをいたしましたわけでございます。その内容
につきましては、御存じいただいておりますと存
じますので、時間の関係上省略させていただきます
けれども、そのようにしてメモの取りかわしが
でき、続いてこのメモを中心にして、もとにして
連絡協議を進めていくというような申し合わせ
も四十一年の一月にできたわけでございます。こ
うして、四十二年の九月十四日に、最高裁判所か
ら「第一審裁判所のあり方について」という議題
が出されたのであります。そこで第一審裁判所の
あり方について協議に入るかという問題に入つた
わけでありまして、たまたまそれ以前に長官と所
長の会合が裁判所で行なわれて、そのときの
ことばが、連絡協議は臨時の意見を実施に移すた
めのものであるか、と、そう誤解されるよう
な発言がございまして、それでいろいろまた日弁
連としても意見が出てまともにならなかつたとい
つたわけでございます。そういう経過を経たり、さ
らに弁護士会側の協議委員の任期が到来して、そ
の補充に若干の日がかかったりなどいたしまし
て、四十三年の九月二十一日に連絡協議委員の弁
護士会側の委員の委嘱が行なわれたのであります
が、新たに選任されました委員は、四十三年の十
月九日に会議を開きまして、今後のこの第一審裁
判所のあり方についての進め方について協議をし
たわけでございます。その席におきまして、今
後とも臨時意見対策委員会と連絡を密接にして、
合同会議を行なうなどして進めていくという方
針を決定したわけでございます。

が開催されましたが、このときにも弁護士会側の
連絡協議委員が参加いたしましたわけでございます。
そうして同月の二十四日に連絡協議の弁護士会側
が小委員会を開催して、進め方についても協議い
たして、裁判所のほうに具体的な内容についての
御意見があるのかどうかということについてお伺
いすることになったわけでございます。
四十三年の十一月五日に連絡協議が最高裁判所
と開催されたわけでございますが、そのときに、
第一審裁判所のあり方について、特に現在地方裁
判所の管轄とされている事件で簡易裁判所の管轄
とすることを相当とするものはないのか、あるい
は現在簡裁の専属管轄となつていない事件で地裁の
競合管轄を認めるべきものはないのか、これに関
連して運用上考慮する余地はないのかという提案
が話されてきたわけでございます。
そして四十三年の十二月六日に連絡協議の小委
員会が開催されました、その席で裁判所のほうか
ら民事、刑事についてのいわゆる調整案というも
のが述べられたのでございまして、ここに問題に
なつております三十万円までを簡易裁判所の管轄
に移そうという御意見が明らかにされてきた
わけでございます。もともと、この三十万円に
まで拡張したいという裁判所の御意見は確固不動
のものではないので、これはたまたま台としてのも
のであるというふうな御意見もあつたよう
でございます。これは四十三年の一月十六日に最
高裁のほうから日弁連に同じ趣旨の御連絡をいた
だいております。今後簡裁のあり方について日弁
連の意見を伺つて十分意見の交換をし協議したい
というふうなお話を承つておるわけございま
す。
そこで日弁連といたしましては、一月十七日に
この連絡協議の弁護士会側の委員と臨時対策委員
との合同会議を開催いたしました、裁判所の御提
案になりましたことについていろいろ協議を重ね
たわけでございます。

上で簡易裁判所の性格についても御協議をいた
したらどうだろうというようなことを申し上げた
わけでございますが、裁判所におかれましては、
協議することには異存はないけれども、これと並
行していきいたいという御意見が述べられた
わけでございます。
その後、四十三年の二月及び三月にもこうした
合同委員会が開催され、協議いたしましたのでござ
います。その後、また、私どものほうで委員の任
期が満了いたしましたので、若干おくれ
きまして、四十三年の九月になつて委員が選任さ
れて、ここに会議を開くことになったわけござ
います。そして九月十日と十月十六日と十一月十
日の三回にわたりまして臨時の対策委員会と連絡
協議の弁護士会側の委員との合同会議を開いて協
議をいたしました結果、最高裁との連絡協議には前
件をつけて協議を進めていくということになつ
たわけでございます。したがって、当初から、この
経過をたどつておりましたので、当初から、この
臨時に関係いたします事項につきましては、臨時
意見対策委員会が主になつて検討し、また連絡協
議の方々と合同会議を開いていろいろ検討を進
めて、連絡協議の席上で御意見を述べてこられた
ような次第でございます。
いま申しましたように、十一月十日に裁判所と
の連絡協議は進めていくということになりました
ので、当時私がその合同会議の取りまとめ役を
いたしておりました関係で、代表いたしました結
果を連合会長に報告いたしましたわけございま
す。そこで阿部会長は十一月十四日に正副会長会議
を開催されたわけでございます。その席におきま
して、私も求められて出まして、十一月十日には前
提条件を付して協議に入ることにいたしましたとい
うことを御報告を申し上げ、それが了承されまし
て、その後の全体理事会には連合会の理事者から
報告されたという経過をたどつておるわけござ
います。
このようにして、協議に入ることになりました
ので、四十三年の十一月二十七日、十二月二十四

日、四十五年の一月十九日、二月十七日、二月二十四日、三月六日と六回にわたって最高裁と連絡協議を重ね、その中間の四十四年の十二月八日には連絡協議の小委員会をも開催してきたわけでございます。

ところが、その連絡協議に入ってから後のことしの一月になりました。法務省から日弁連に対して、簡裁の事務管轄を三十万に拡張するために、二月初めに法制審議会の全体会議にかけて、今度の国会に改正法律案を提出する予定であるというように御連絡をいただいたわけでございます。そこで、阿部会長は連絡協議会の弁護士会側の委員と法制審議会の弁護士会側の委員と臨司対策委員会の正副委員長を招集しまして、この人たちが会合をしてその意見をどう取りまとめていこうかについて協議を重ねたわけでございます。その結果、せっかくいままで最高裁と日弁連の間で連絡協議が持たれてきた、こういう途中であるので、話の煮詰まらないうちに往くというよりは残念だから、何とか提案を見合わせてもらいたいというので、一月の二十九日には阿部会長が五十嵐東介会長とともに法務省にお話しに伺い、翌日の三十日には阿部会長が東京の三会長と一緒に最高裁を訪れてその申し出をしたようなわけでございます。

これらの申し出をいたしましたけれども、不幸にしていられなかったと申しますか、提案されるに至ったわけですが、もともとその間におきまして、裁判所も提案をできるだけ待ってもらってありますというよりなお話もございました。だからこそ、弁護士会側のほうも、先ほど申しましたように、六回にわたって裁判所と協議を重ねてきたわけでございますが、最後に三月六日の日に、今後協議を続けていくべきまだ問題がたくさん残っている、前向きな姿勢で進めるといふことで、しかも期限を定めなくては無理かもしれないから、一年を限って裁判所と引き続き連絡協議をしていってはどうだろうかという提案をいたしましたわけでございますが、最高裁におかれまして

は、いまになっては応じかねるというよりなことで、双方の間で連絡協議の話が煮詰まらないまま提案されるというよりな状態に相なったわけでございます。

連絡協議会の中身につきましては、これもすでに諸先生に御存じいただいておりますところかと存じますので、同時に御存じいただきました時間もございませんで、省略いたしますが、最後に連絡協議の終わりますといいますが、打ち切られましていたいますか、最後の三月六日の日に、これでもうこの問題についての協議は終わらざるを得ないという立場になりましたときに、実は私自身としてもなお伺いたい問題が多いということに申し上げた点もございします。そのときに申し上げたのは、地方裁判所のほうでは、なるほど事件の数はふえておりますけれども、審理をされまことに要する期間、これがだんだん短縮されてきつつある、すなわち能率が上がりつつある状態に思われるのに、簡易裁判所では、事件数は減ってきたというふうにはなっておりますけれども、審理の期間がかなり長くなってきている。三十三年のときには審理期間が四月月ということになっておりますけれども、四十四年には五月月半というよりな数字も出てきております。こういうよりな状態のところへ、新たに三万七、八千件の事件が移るといふことになる、それだけでも簡裁としてはお困りになるのではないかとというよりな点と、さらに一審判決の上訴に対して原判決の破棄される比率を見ますと、簡易裁判所では増加の傾向を示しております。と申しますのは、やはり現在の状態でも簡易裁判所では困難な事件が増加しつつあるのではないかとというよりな、あるいはその機能が、簡裁本来の目的のために働いておるために、そういうよりな人的構成のために、こうした事件を扱うことが無理ではないかというよりな考えられるというよりなことからいたしまして、この点についてもなお伺いたいということを申し上げたわけでございますが、もちろん私人が何一つも連絡協議としての利益にはなりませんので、その

程度で終わったというふうになっておりまして、先ほども申しましたように、地域住民がより近

くの裁判所で裁判を受けることができるからそれだけ便利ではないかというよりな御意見でございますが、はたしてそう言えるかどうかという問題も伺いたい理由の一つでございます。実はお手元に私が資料としてお許しをいただきましてごらんいただくようにいたしておきます愛知県奥の図面を御覧のように、愛知県には人口二百万をこえます名古屋市のほか、津島市と津島市の中間に開かれております大治村、甚目寺町、美和町、七宝町、蟹江町、十四山村、飛鳥村、弥富町、佐屋町、八開村、佐織町、こういったところが津島市と同時に津島簡易裁判所の管轄区域になるわけでございます。いま三十万に拡張されますと、津島市の簡易裁判所で、住民が比較的近いところで裁判を受けることができ便利ではないかというふう

四万九千九百四十人であり、四十年の十月一日の国勢調査では四万六千五百五十九人というわずかな人口の裁判所でございます。住民はよりよい裁判所の裁判を受けたいという念願のほうはるかに強いんじゃないかというよりな感じもいたします。さらにこの問題につきましては、北海道の例なども、北海道の弁護士から、簡易裁判所が三十万になると地域的に非常に困るというよりなことと訴えられておるよりなわけでございます。こうして、地域的に便利になるというよりなことは一がいに言えない例が全国的に調べますとかなりたくさん出てくるのではなからうかというよりなにも考えるわけでございます。

あるいはまた、裁判所の御意見によりまして、十数万の事件などでは、旅費、宿泊費などが高くなつて、訴訟をあきらめるよりなことになるのではないかと、そういう人たちに對しても今後の改正によって権利の保護ができていいんじゃないかというご意見もございましたが、私は必ずしもそういう御意見にはにわかに賛成できないのでございします。と申しますのは、自動車賃が高くなるとはいましても、これはまず本人訴訟ができるわけでございます。本人訴訟であれば、本人の自動車賃だけであり、しかもそれは相手方の敗訴に對して負担を請求できることでもあるということにもなります。またもしこういうことに耐えないものであるならば、せっかく政府が多額の補助金を出して御支援をいただいております法律扶助制度の活用が望まれるわけでございます。この法律扶助制度の活用が望まれますならば、ただ費用の立てかえ、免除が受けられるばかりでなく、必要に応じて代理人の選任さえしてもらえらるわけでございます。そして、その費用の立てかえあるいは免除を受けられるというよりな制度もございします。で、こういう制度を活用すれば、むしろ十分本人の納得するよりな裁判が受けられて喜ばれるよりな状態ではないかというよりなことを考へておる次第でございます。また、津島市の人口は、昭和四十五年の二月二十八日じゅうに基本台帳の登録人口では

名古屋の家庭裁判所では、即時調停といいまし

て、本人が出頭すれば、そのときすぐ裁判所で調停がしていただける。あるいは日中勤務の関係などで裁判所へ来れないような、あるいは来るのに休んでこなければならぬというような人に対しては、夜間調停の制度もとられておるわけでございます。もし簡易裁判所に多少でも余裕があるならば、こういう制度をとっていただきたいと思います。これこそ地域住民の人たちが非常に喜ぶのではないかと、いろいろなことを考えておるわけでございます。あるいはまた、できるだけ簡易裁判所においても有資格者を充てたいという御意見でございますが、せっかく有資格者をお充ていただきましますならば、地裁を強化していただいて、その方が地裁の裁判官としてやっていただければいいのではなからうか。簡裁に移されるために、上告も最高裁に申し立てることができなくなってしまう。そういうことを考えるならば、この面からしても、地裁の強化こそ望まれる問題ではなからうか。現に、簡易裁判所は非常に弱体化されているのではないかと、いろいろなことも強く言われております。

そこで、私は、名古屋を中心いたしましたして、その実情を名古屋の会長から聞いてまいったのでございまして、名古屋の地裁管内には簡易裁判所の裁判官の人数が昭和四十五年の三月一日現在で三十二名おられるということでございます。五月一日現在では二十九名ということでございます。三月一日現在で調べますと、三十二名のうちに、兼任の方が八名で、簡易裁判所専任という方が二十四名ということになっておるようでございまして。その二十四名の中で、法曹資格を持っておられます方は二名、特任の裁判官が二十二名ということでございます。五月一日現在の調べによりまして、人員二十九名の中で、兼任の方が七名で、簡裁専任の方が二十二名ということでございまして。そのうちの一名の方だけが法曹有資格者で、二十一名の方は特任の裁判官だというふうに伺っております。次に、岐阜地方裁判所の管内を伺いますと、これも五月一日現在の実情で、人員は十

二名だそうでございます。そして、そのうちの三名が兼任になっており、九名が専任だということだそうでございます。専任の九名の方だけが簡裁の事件を扱っておられて、兼任の三名のうち二名は実際は地方の仕事だけしかおやりにならないというふうに伺ったわけでございます。次に、三重県津の地方裁判所管内の五月一日現在の調査によりますと、その人員が十名だそうでございます。そして、そのうち一名が地裁との兼任であり、簡易裁判所の専任の方は九名だそうでございますが、簡易裁判所で裁判をおやりになる方はこの特任の九名の方だけだというふうに伺っております。

また、福井地方裁判所の管内の五月一日の状況を伺いますと、簡易裁判所の裁判官の人員が五名で、この方は全部特任の裁判官だというふうに伺いましたわけでございまして。特任の方が総数の過半数だというふうに伺っておりますけれども、この地方におきましては、過半数というよりも、ほとんど特任の方のみの裁判というふうな結果になってあらわれておるわけでございまして。こういった諸般の点について、私自身としても連絡協議でこまかい点についてお伺いし、少しでも国民の利益になるような方法が裁判所との協議で実現できるならば、これにこしたことはないというふうに考えておったわけでございまして。しかも、これらは、東京でお考えになるほか、地方で単位弁護士会、地方の裁判所と御協議申し上げるなどして、最も効果的ないい方法を検討するのが私も弁護士としての義務でもなからうかというふうにも考えておりますので、引き続き連絡協議が継続されることを望んでおったわけでございまして。残念ながら、裁判所におかれては、今日の事態では、長官や所長会同で何回も要望もされておるし、国会のほうの御意見もあるから、これで打ち切るのもやむを得ないということと終ったわけでございしますが、その他のいろいろな諸般の点についてなお私も協議すべき事項があるというふうに考えておったようなわけでございまして。

まだ申し上げたいこともございますけれども、お許しいただきました時間もかなり経過したと思っておりますので、この辺で終わらしていただきたいと思ひます。

○委員長(小平芳平君) ありがとうございます。

以上をもちまして参考人からの意見聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○龜田得治君 きょうはお忙しいところをわざわざ御出席いただきまして、ありがとうございます。

ただいま非常に専門的な立場から問題点の御指摘をいただきまして、たいへん参考になったわけでございしますが、若干補足してひとつお尋ねをいたしたいと思ひます。

その第一は、経過は相当いろいろあったようですが、ともかく裁判所側とをとりして弁護士会側との連絡協議が進んでいて、そういう状態の中で、一方的に法務省から国会に法案を提出する手続が進められていったその段階でも、なお連絡協議、最終は三月六日ですから、続いておりますわけですね。そういう日時の関係等いま詳細承ったわけでございますが、それをお聞きしまして、昨日も最高裁側からはほぼ同じような説明を聞いたわけですが、きょうは一そうはつきりしました。こういう状態でも司法制度の根幹に触れるような問題が処理されていくということは、たいへん私も残念だと思っております。最高裁——裁判所側は、十を三十に直したいんで、そんななおそれたことは考えていないんだと、簡単に言えば、そういう意味のことを言われますが、しかし在野法曹の皆さんは、そうじゃなしに、司法制度の根幹に触れるじゃないか、ことに簡裁というものをどうしていいか、どうするか、ますますあいまいになるじゃないかと、そういうことで問題を投げかけておるわけですね。専門家同士ですから、問題を一方が投げかけたら、やはり投げかけられた人が了解できるよ

うなことでないといかぬと思うのです。それがない、こういう状態で法案の審議が進んでおるわけですが、このままでも法案が通されていくということになりますと、今後その法曹三者の間の関係というものが非常に悪くなるんじゃないかというふうに私は危惧しておるわけです。私だけじゃなしに、多くの方もそういう危惧を持っておると思ひます。この例の臨時司法制度調査会、法曹一元という問題が根本問題として取り上げられ、しかしこれは結局は具体的な結論が出なかつたわけですが、しかしその考え方については非常にやばい高く評価されたことは事実なんです。まあ調査会のほんとうの仕事は、そこで一たん打ち切つて出直せばいろいろ問題が起きなかつたと思ひますが、いずれにしても法曹一元という問題のとりえ方、このことが調査会で相当前向きに盛り上げられたわけで、私はこれはプラスであつたと思ひます。しかし、このことを今後具体化していくには、やはり法曹三者間のスムーズな関係というのが土台になると思ひます。これが敵対関係にあつたんでは、それはとても土台がくずれてしまふわけですね。法曹の実務経験者を裁判の中に生かして、こういうことなんだですから、その間が断絶されたんじゃ、これは話にならぬわけですね。そういうことを非常にこの法案の扱うについては実は心配しているわけですが、そういう点については皆さんの側の御所見をひとつ承つておきたいわけです。統一的に何か決議をされたというものがなければならぬが、鈴木さんとしての御意見でもけっこうです。その点ひとつ。

もう一つは、私としては裁判所側にも希望しておるわけですが、弁護士会側としては、三月六日で終わりにしないで、もっとひとつ協議を続けようじゃないか、突っ込んだ協議を——そういうことについての現時点における姿勢、考え方ですね、相手が応ずるなら、私のほうはいつでも、いまからでもやりましょうという姿勢なのか、いやこれはもういろいろやつたが本件に限る限りだ

めだという姿勢なのか、第二点としてその点をひとつお聞きしておきたい。

それから、いろいろ詳細な点の御指摘がありましたが、裁判所側から出された資料によりますと、松江管内の簡裁ですね、今度の制度改正によると七二%に簡裁になる。これが全国で一番率の多いところですね。これは裁判所側から委員会にいただいた資料です。そうすると、一番の事件が七二%も簡裁に場所によつては移る。これはもうたいへんなことじゃないかと思うんですが、あなたのほうで先ほどずつと簡裁の裁判官の内訳をお調べになったようですが、もし松江の部分がありますれば御参考までに聞かしてほしいんです、なければけっこうですが。その松江の数字はいま私が申し上げたようなことになるわけですが、こういう点についての御所見をもう一つ突っ込んでお伺いしておきたいと思ひます。

それから次は、例の昭和四十年九月三十日の最高裁のメモですね、メモが出ました。それから後に裁判所、弁護士会の連絡協議が発足したわけですが、その当初において最高裁側と弁護士会側の責任のある方が会つて——これは特に名前だけはこのういふ公式の場所ですから遠慮さしてもらつておきますが、お会いになったその際に、最高裁側の真意はどうなのかという問いに対して、弁護士会側で反対があればできないでしょうというふうなお話があり——これは文書も何もありませんよ——というのをわれわれは聞いておるわけなんです。これは責任ある地位の方の話ですからね、非常に大事だと思ひます。そういうことがうやむやにされるようでは、いわゆる法曹一元の基礎である法曹三者の関係というふうなものもくずれていくわけですね。非常にわれわれがこれは重視しておるんですが、皆さんのほうではこの点はどういふふうに受け取っておるのか確かめておきたいと思ひます。

それからもう一つは、三月六日に、最後の提案なんでしょうが、弁護士会側から最高裁側にもう一年考えようじゃないかという提案をされた、

その点の説明を、これは非常に大事だと思ひますので、もう少し詳しく御説明いただきたいと思ひます。こちらの提案に対して、向こうの回答なり、先ほど概略はお話ありましたが、あなたの御存じのとおり、よろしくひとつ承つておきたいと思ひます。

一応以上、なおそのうちまた追加して聞くかもしれないですね。

○参考人(鈴木匡君) 御質問いただきました点について順次お答えさせていただきますと思ひます。

弁護士会が今度の裁判所のお考えになつております簡裁の事物管轄拡張は簡裁の性格を変えるものではないかというふうに考へて、裁判所という御協議申し上げてきたわけでございますので、そういう点については、やはり私も思ひましたし、もう少しく裁判所のほうからほんとうの御意見が伺いたいという考へを持つておつたわけでございます。ただ単に千が三十になる、一が三に変わるだけだというのはなくて、やはり昭和二十九年のときにすでに簡裁の性格が区裁判所化したんじゃないかというふうに言われており、現にそういうことが裁判所でお出しになつております書書にも書いてある、あるいは學者の書いておる解説書にもそういうことが実際にうたわれておる、これはもう間違いないことだといふようなことからいたしましたので、十分検討したといふことを申し上げておつたのでございまして、そういうことも十分でないままに終わりますので、そして、対立するといふようなことはおそれないと思ひますと同時に、弁護士会としても非常に残念なこともあつて、今後法曹三者が協力していく上にも決してプラスになるとは考えられないわけでございます。常に、私ももちろんでございますが、裁判所におかれても法曹三者が協力しなければいけないんだというふうなことをおっしゃつておられます。歴代の理事者もそういうことを頭において協力して、司法の円満な運営に少しでも弁護士会として、あるいは弁護士としてでき

るだけの貢献をしたいというふうに考へてきておるのでございまして、今度のようにならうに終わるというところは、最初に私が申し上げましたように、まことに残念であるというところに帰するわけでございます。先ほどお尋ねのございました、法曹一元の基礎の増強といふことが、あるいは將來こういうふうな方向に持つていく、この方向に持つていくといふことから考へましても、好ましいことではなからうかというふうに考へておるわけでございます。そして、もし裁判所から今後、それでは協議を続けようと言われた場合に、いまの状態ではどう考へるか、いまの姿勢ではどうかといふようなお尋ねでございますが、私も思ひましたし、先ほど申し上げましたように、去年の十一月十日に連絡協議に入ると、裁判所と協議していただくという方針を立てておりました。その後、臨時対策委員会と連絡協議の弁護士会側の委員を加えた合同協議を開いて、いろいろ経過の報告をし、今後のあり方について協議しました。おりに、引き続き協議を進めるべきであるというような意見にもなつておるわけでございます。この対立した状態のままで終わるというところは、新しい日弁連会長並びに新しくなられた日弁連の副会長の方々も同様に心配されて、できたところの状態を解消したい、もしこれが継続されて、そういうことが解消できるならば、双方にとつて、あるいは司法の將來にとつて望ましいことではなからうか。また、これを一年延ばしていただくについて、あるいは逆に申し上げます、延ばさないで今度どうしてやらなければならないと言われるほどの緊急性がどこにあるだろうか。先ほど三月六日の点についてもう少しく詳しくというふうなお話をいたしたございましたが、三月六日にも同じことを述べておるわけでございます。いま述べましたように、その緊急性は一休なんじゃないでしょうか。四十四年度は四十三年に比べて地方裁判所も簡易裁判所も一審事件の新受件数が減つてきて、そういう時期でもございまして、そこで協議し

て煮詰めた上でおやりいただいたほうがいいのではなからうかということで、新連合会長、新副会長も陳情を重ねたということでもございまして、私もこの臨時対策委員会の取りまとめの立場におります者も、そういう理事者の方々と協議などして、これが継続されるならばさらに協議を重ねて何とか対立関係を解消していきたいというふうな方向に考へておつたわけでございます。で、現時点の姿勢といたしましては、やはり以前と同じように継続して協議を進めていくものというふうな方向に考へておるわけでございます。先ほど私がいまの名古屋、岐阜、三重、福井の実情を申し上げたけれども、お尋ねの松江の点につきましては、私は残念でございますが、その点についてはお許しをいただきたいと思ひます。お伺いしますように、七二%にも及ぶというところは、それだけ三千万以下の金額というものがその地方で高く考へられておるということが言えるのではなからうかと思ひます。これが広く考へられるものならば、こんな大きなパーセントにはならないかと思ひます。そういういたしますと、日弁連が前から申し上げておりましたように、過半数にわたる多数の事件が、特任裁判官の裁判によつて一審を受け、高等裁判所で上告がストップするということについては弱体化ということが一そうこの地方では言われるのではなからうかというふうな気がいたしました。いま御指摘のありましたような個々の事情もございまして、連絡協議はもう少し、全体的な比率だけでなく、きめこまかな検討もしたいというふうなことで、継続をお願いいたしておつたようなわけでございます。

なお、九月三十日のメモの取りかわしの問題につきましては、私も御指摘のような事情は非公式には何つておるわけでございます。おそらく、連絡協議は円満に進めて、双方が協力して司法の將來のために互いにその職責を果たさうというふうなお気持ちから御協議いただいたことござ

いますので、御指摘のようなふうで、一方的に強行と言いますと少しことは強いわけでございますが、とにかく話の煮詰まらないようなものはこれを実施に移そうとまでは当時はお考えになっておらなかったのではなからうかというふうにお考えしておるわけでございます。また、今日におきまして、この三月六日、話をこれ以上もう続けられないという裁判所のお気持ちの中では、先ほども申し上げましたように、長官と所長の会同で何回も要請されておるような事情にもあるのだ、あるいは国会でそういう主張の必要があるのではないかとというような御質疑をいただいたような経過もあるのだというふうなことから考えると、これも一つの国民の声にもなるから、残念だがこの際は打ち切らざるを得ないというふうなおことばになつておたつたわけでございます。先ほども申しましたように、日弁連が一年の継続を提案いたしましたのは、ただ臨時対策委員会がそういう考えを持つというだけの問題ではなくて、理事者も加えて協議してそうしたことを提案するようになってきたわけでございます。だからこそ、新しき理事者にかわりましたから、何とかそういう方法がとれないものかということで陳情を重ねられたわけでございます。一年継続の提案のときには、いま申しましたように、具体的な緊急性という問題もないというふうな、こまかいその点の説明もして申し上げたわけでございます。先ほども触れたこととでございますが、こういふ事情を考慮して、しかもそれをすると引き延ばされるというふうな裁判所がお考えになりますと話はまたとりにくい、だからとにかく期限を切つてもどろどろしうかというふうな申し上げたようなわけでございます。

大抵お尋ねいただきました点についてのお答えを一応終わらせていただきますと思ひます。

○山田徹一君 きよらは御苦勞までございませす。私は全くのしろうとでして、心外のようなこと

ともあるかもしれせんけれども、その点あしからず。

一般論として、二十九年に十万円になった、ずっと引き上げがされてない。一般的側から見ると、たいしたことじゃないやないかというふうな感じを受けるわけなんです。私たちが専門的な話をいま聞かして、ほんとにたいへんな問題もあるんだなというのを感じました。その問題と、それから行政といふこと、人の問題で、質の問題、あるいは簡易裁判所の特質の問題等と、事件数がふえるということだけによつてからんでいふようにも感ずるのですけれども、やはりそういう点が非常に大事な問題なんです。専門の立場として。

○参考人(鈴木匡君) 当事者にとりましては、私どもも、かりに医者にしかかかると同じだと思ひますけれども、少しでもいとお医者さんに見てもらいたい、多少の距離のことよりもそれを一番中心に考えるわけでございます。訴訟事件も、やはり当事者にとりては一種の社会生活上の病氣とでも申します。紛争の解決といふことにならうかと思ひます。したがって、金額の多寡といふことよりも、その自分の主張が間違つてないかどうかといふことに非常な関心といふか、本人が真剣になるということも、一つの事情でございます。もう一つ、経済的な価値から見ても、その金額が小さくても——たとえば十万円がいま経済価値が變つてきたから多少上がつてもいいのではないかといふことになりまして、戦前よりも強化された組織、機能でやつていけるならば苦情はなからうかと思ひます。戦前を考へてみますと、たとえば一円の事件でも、先ほど申しましたように、区裁判所が行なわれた当時は、高等試験の司法科試験に合格して、しかも一年半の試験を経て、なお相当年数実務の経験を経た裁判官が裁判をされたわけなんです。今度はそうでなくて、そうした条件はあまり考えないで、社会常識のある人によつて行なわれればいいという程度で考えますと、現に、たとえて申しますと、不動産の事件など

にいたしましたとしても、非常にむずかしくて、たとえば境界事件などになりますと、金額は非常に小さいですけれども、事件がむずかしくてなかなか進行しない、一応審理は終わつてもなかなか判決が再三延びていくというふうなことで困るというふうな例なども出てきているわけでございます。せっかく戦後すべての方面で日本が非常に発展をしてきております。しよつちゅうこでも延べられておることだと思ひますけれども、国民生産も非常にふえたとか、あるいは社会保障なり社会福祉も非常に至れり尽くせりになつてきたとか、いろいろ言われますが、そういう状況ならば裁判もひとつ至れり尽くせりの方法が考えられていいのじゃないか。にもかかわらず、戦前よりもそれがさらに弱体になるのじゃないでしょうか。せつかく国民の利益といふことで考へていただいて、弁護士会も骨折りますからひとつ強化していただけないものなのか、地裁の強化に努力していただけないでしょうかといふことが弁護士会の基本的なあり方になつておるわけでございます。

○山田徹一君 もう一つですけれども、こうして連絡協議会なり合同会議が開かれておるわけですが、十三回、十四回、十五回と重ねてこられた内容です。中身、詳しいことはよくわかりませんが、すべての点に三者の法曹の方々の意見が食い違つてきたわけなんです。それとも一致した点もあるのですか、その点。

○参考人(鈴木匡君) 私どもは地裁の強化を掲げている、地方裁判所をもう少し充実強化していただけたらどうでしょうかといふことを申し上げておるわけなんです。裁判所におかれまして、それは同感である、自分のほうもそういうふうな考へておるのだというふうにお述べになつておるわけでございます。そうであるものなら、私どもはその点について一緒にこれと合せて御協議申し上げます。より一合理的な国民のためになるような線を見出すようにしようと思ひます。それから、裁

判所におかれまして、区裁判所化する意思はないのだというふうなこともお述べいただいております。が、しかし、実際には過半数の事件が簡易裁判所に移るといふことになるわけなんです。先ほど御指摘いただきました松江ですと、七割二分から簡易裁判所に移るといふことになりまして、これは事実上は区裁判所化したと言わざるを得ないのではなからうかというふうにも考へられるわけでございます。あり方としては、裁判所も区裁判所化する意思はないというふうな何とておきまして、こゝろの点なども、ともかく協議していただければ、よりお互いの意見が近づいていくような感じもいたしておるわけでございます。

○後藤義隆君 ちよつとお伺ひいたしますが、先ほどお話がありました臨時司法制度調査会の関係であります。臨時司法制度調査会には、亀田先生、私、それから衆議院からは、前に判事をして弁護士等としておる瀬戸山さんとか、あるいは弁護士の小島さんとか、それから社会党の人が、だれだったか覚えてないけれども、だれか二人くらいやはり出ておつたと思ひますが、それから弁護士の代表が東京から二人、これは島田先生と長野國助先生であつたと思ひます。それから大阪は関西から二人。名前ばかりと忘れましたが、あるいは阿部哲吉さんじゃなかったかと思ひます。名前は覚えていないが、もう一人は神戸の会長じゃなかったかと思ひますが、とにかくそういう人たちが審議をして、そして最終結論を出して答申したわけでありまして、それにはあまり異議がなくて、弁護士、そういう法律家の人たちがあまり異議がなくて、そしてともかくにも簡易裁判所の事務の管轄は引き上げることが必要であるという結論を出したわけなんです。ところが、その後において皆さん——皆さんと言へば語弊がありますが、日弁連のほうでは今度はそれを決議をなさつておりまして、そしてこれを見ますと、決議の中でも、次々あまひり詳しいことは申し上げませんが、次の四点の実施に対して断固反対すると、そしてその中の第四番目に、簡易裁判所の事務の管轄の範囲

を拡張すること、これは非常に断固反対と弁護士会は反対されておられるわけですが、これのおもな理由は、いままでいろいろお話を伺っておりますと、これはやはり簡易裁判所の性格に大体反するからというところが根本的な理由だと思いますが、そうして考えると、やはり簡易裁判所の性格に反するということ、事物の管轄を拡張することが簡易裁判所の性格に反するという御見解ならば、将来この決議を変えてそしてやはり妥協するという余地はないのじゃないかと、こういうふうなふうに私は考えますが、その点はどうですか。

○参考人(鈴木匡君) 昭和三十九年の臨司の意見書をおまとめいただきましたことについて、御指摘いただきました諸先生——もつとも大阪の阿部先生は違ふと思ひますけれども……。

○後藤義隆君 いや、違つておつたかもしれせん。

○参考人(鈴木匡君) 御指摘いただきました御先生がいろいろ御関係いただいたこととは何つておられますが、当時からも私も伺つておりますのは、法曹一元の制度について盛んに御検討いただいたおつて、あれは三十九年の八月二十八日ですか、意見書を出されたのは、私も、昭和三十九年の五月ごろに一応法曹一元の制度はとらないんだという基本方針をきめられて、そのころから急に幾多の問題をおまとめいただいたというふうな何つておられるわけでございます。そのおまとめいただきました中に、簡裁の事物管轄の範囲をある程度拡張すると、その拡張理由については、判事補に裁判をさしていく職権特例ですか、あれを廃止すべきではないかというふうなことがあわせ事情がからみ合つて、そして簡易裁判所の管轄をある程度拡張すると——そのある程度とは三十万ないし五十万とかというふうにお書きいただいたように伺つておりますが、当時におきまして、弁護士会としてはその前から、昭和三十一年に臨時司法制度調査会が設置されますと、それに対してどう扱つていけばいいかと委員会ができておつたわけでございます。その委員会にお

いては、よりより協議されておりました、臨司の意見書の中に、法曹一元の制度をとらないとか、あるいはいま御指摘いただきました簡裁の事物管轄をある程度拡張するとかいうような問題が出てまいりました、そのときからもうこの点については賛成でまじないんじゃないかというふうな意見が出ておつたように伺つております。それで、いま御指摘になりました三十九年の十二月になって日弁連の総会の決議が出た。総会の決議の出る前には、すでに単位会では反対の意見を表明しておつたところもあつたはずでございます。

ただそこで、そうすると今後全然妥協の道がないのかというお尋ねでございますが、私は、簡易裁判所本来の——昭和二十二年ですが、裁判所法の法律が制定されたときに時の大臣が御答弁になりましたように、少額軽微な事件を簡易迅速にやつて、しかも各所にいろいろ裁判所を置いて司法の民主化に貢献したいんだというふうな、そういう特色を持った方向でいこうというのを前提にしたり、あるいは地裁の強化を前提にして御協議いただきましたならば、話ができていくんじゃないか。どうするか。どうの方法で、あるいはどんな内容でということになりますと、これは総合的に判断されるところと存じますので、一がいにいまだこれならばとかというふうなことにちよつと私も一存では困難かと思ひますけれども。

それからもう一つ申し上げますと、私も昨年の十一月十日に、最高裁と連絡協議を続けましたし、入りましよう、こう言つたときには、お互いにその自分の利益というのを念頭に置いてこの話を進めていくという申し合はせをしていまして、これは日弁連の内輪の申し合はせでございますけれども、私も、私どもといつたし、国民の利益を中心にして考えようという申し合はせをして出しておりますが、そういう方法で協議は進められていくのではないかと感じは持っております。その委員会にお

けれども、ただいまもお話があった、先ほどもお話をあつたが、地方裁判所を強化すると、これについては裁判所側も賛成だというふうなふうに伺ひましたが、地方裁判所を強化するということは具体的に言えは何か。まあ元来、庁舎を借りつぱなものをいくつあるとか、あるいは判事を増員するとか、あるいは判事以外の職員を増員するとか、そういうふうなことが考えられるが、それよりほか、現在これはもういづれもやはり相当な国家財政が必要であるが、それ以外に何か強化する方法がありますか。あなた方が要求する地方裁判所を強化するという、具体的にどうすれば強化ができるんじゃないかというふうなふうに。

○参考人(鈴木匡君) 私よりも先生のほうが専門家でよく御存じだと思ひますけれども、御指摘のようによ、人的機構と物的設備の充実強化というのを第一に掲げておられるわけでございますので、何ともしてもそれをお願いしたいというのが第一だと思ひます。そうならば、予算の問題もおさるかなと思ひます。先ほども触れたわけでございますが、今度でも、地裁では二十人の増員をお許しいただいておる、予算でお認めいただいたというふうにも伺つておりますので、そういう方法こそ、たとえば昭和二十九年以来の姿はあまり変わつていないのじゃないかという御意見であります。確かにそのとおりでございますが、その間にもそういう方法で話し合ひを進めていくべきじゃないかと思ひます。

○後藤義隆君 それから、これは先ほどからいろいろお話をあつたのでありますが、経済事情の変動によつて簡易裁判所の事物の管轄を改正するということとは国民にとつて利益になるのか、それとも不利益になるのかという点を私は考えてみる必要があると思ひます。それは昭和二十二年当時の事物の管轄——これは昭和二十二年当時ですが、当時の事物管轄五万五千円が、また昭和二十六年当時の事物の管轄三万五千円が改正されてい

日に至つておつたとしたならば、国民は簡易裁判所の利用価値がほとんどないのじゃないか。わずか五千円あるいは三万五千円というふうなことではないのでもないか。これをやはり経済事情の変動に伴つて十万円に引き上げたことは、国民がそれによつて非常に利益を得ているのじゃないか。したがって、昭和二十九年に十万円に引き上げたわけですが、今度三万五千円に引き上げたということは、やはりそれから十五年間たつておるわけでありまして、やはり引き上げることが国民にとつて必ずしも不利益でなしに、あるいは利益なことがあるのじゃないかというふうなふうに私は考えられるのです。それは同じもの——まあ品物と言つてもいいが、同じものでありますが、それが従来は自分のすぐ近所の簡易裁判所でもって訴訟ができておつたものが、今度は非常に物価が騰貴いたしましたので、そうしてインフレなどのために貨幣価値が非常に下がつてまいりました。それで、前は十万円であつたものが、今度は十万円をはるかにこえるような非常に高価になつてまいりました。そうすると、いままでは簡易裁判所でできておつたのが、今度は地方裁判所まで行かなければならないというふうなことになるので、そしてそういうふうな点から考えてみると、これは経済的にも、あるいは時間的にも、そしてその他の点でも、非常に私は不利益になるんではないか。やはりある程度そのときの経済事情に応じてこれを従来と同じようなふうに簡易裁判所でもって取り扱われるほうが、国民はそれによつて利益を得るんじゃないか、こういうふう

に考えるわけなんです。それから、それに対して、あなたは先ほど愛知県の名古屋とそれから津島市とのことのお話があらつたわけですが、私が調べてみましたところ、本庁やあるいは地方裁判所の支部の所在地にある簡易裁判所では、そこと離れて全然独立しておるところが二百九十あるようであります。愛知県、名古屋の管内においても、あなたもろん御承知のとおり、これは十一独立した庁がありますが、いままで、自分

の近所でもって簡易裁判所で訴訟ができておったものが、今度は遠いところの地方裁判所に行かなければならぬ。そしてまた、控訴については、名古屋みたいな同じ市内に、すぐ愛知県民たいな高等裁判所があるところはいけれども、高等裁判所の数は御承知のとおりきわめて少ないわけですから、それでもって、控訴事件はわざわざ遠いところの高等裁判所まで行かなければならぬ。それからまた上告になると、東京までわざわざ出てこなければならぬ。こういうふうなものが、さっきあなたのお話でもって、津島市で訴訟するよりは、いろんな出入りが激しいので名古屋まで行つたほうが便利だというお話がありました。が、そういう人もあるかもしれないが、しかし、この津島ならすぐ自分のひざ元であつて、あるいは隣かその隣かに簡易裁判所があるのを、わざわざそこを飛びのけて名古屋まで行かなきゃならぬということになれば、私は国民のためにあまり利益ではないのではないかと、こういうふうなふうに考えます。それから、経費をかりに使つたとしても、勝訴すりゃ、それから費用がもらえればいいじゃないかというところもあつたんですが、しかし、やはり国民の一人であるところの敗訴したほうの側から見ると、非常に大きな負担になります。これは、訴訟費用の負担が非常に多くなつて、どっちにしてもそれはあまりいいことじゃないのじゃないか。国民の側に立つて考えてみると、経済上の変動に伴つて、ある程度の変更することは、やはり私は必要じゃないかというふうにも考えられますが、その点はもういろいろにお考えです。

○参考人(鈴木匡君) いま、ある程度引き上げたほうが国民の便利になるのではないかと、いろいろお尋ねでございます。これは私ももの考えております。それは、それが戦前はどうかであつたらうか。戦前は地方裁判所と区裁判所というのが御案内のようにあつたわけでございます。そして、先ほども申しましたように、地方裁判所と区裁判所のこの二つで一番の事件を全部処理されておつ

たわけでございますが、区裁判所が行なつておつた事務は、裁判所法ができるときに、地方裁判所支部が行なうことになつたので、それだけでも戦前と同じ状態になつておるわけでございます。ですから、新たに設けられました、御指摘になりましたたくさんの簡易裁判所は、別の目的のためにつくられておるわけと云えるのじゃないかと思ひます。ただ、そこにごさいますように、昭和二十二年には五千円までの事件を扱うことになつたのは御指摘のとおりでございますが、それが、私どもの理解しておるところによりますと、議會で大臣が答弁されましたように、その程度の軽微な事件を扱わせよう。それ以上は、全部戦前と同じように有資格の裁判官が、それから戦前と同じ場所——いまは支部ということに変わつておりますが、前と同じところなんです。そこで裁判を受けなければいけませんというふうになつておるかと思ひます。だから、考え方いたしましては、昭和二十二年には、制度といたしましては、戦前よりも強化されたような制度ではなからうか。新たに一つ余分に簡易裁判所というきわめて簡易なものを簡単にやろうというものができて、それ以上は昔と同じ場所で行つてもらえるのだということになつたわけでございます。ですから、簡易裁判所で受ければ近くていいのにと、うことも一つの御意見ではございますけれども、それじゃ昔はどうであるかといひますと、やっぱり交通不便なときにおいても、昔はいまの地方裁判所支部のところで有資格裁判官の裁判を受けてこられたということにならうかと思ひます。ことに交通便利な今日に、ほんの三里か四里しか離れておらないのに、その簡易裁判所へ行かなければならぬというふうなことになるかと、私も名古屋の近くの例を申しますと、かえつてそんな簡易裁判所でやつていただかなくても、むしろ地方裁判所でやつていただいたほうが便利でもあり、しかもそれは強化された機構でやつていただけるのだというふうにごさいます。そして、さらに控訴した場合にも、簡易で

やつておけば近くの裁判所で受けるけれども、遠くなるじゃないかというふうな御意見でもございしますが、これも、それが戦前はどうかといひますと、やはりいま一つも変わつておらないというところでございます。本人から言ひますと、そうなど考えますならば、本人から言ひますと、そういうことについての不利益よりも、内容の充実したところを好むのではないかと、内容に私どもは考えておるわけでございます。また、上告の場合も、昔はそれがどうであつたか。昔はやはり全部第一審も御案内のように受けてもらへた。私も、おそらく国民の心理から考えますと、なお最高裁判所があるという、そのことが非常に強い信頼感となつてあらわれておるのじゃないかというふうな感じがいたしておるわけでございます。ですから、御指摘のごさいますことでも考えられますけれども、もう少し深く立ち入つて戦前などから比較したりしていたしますと、やはり日弁連は、私が申し上げましたような考え方からいたしまして、性格が変わるようなことは好ましいことではないんじゃないかというふうに考えておるわけでありまして、

○委員長(小平芳平君) これにて参考人に対する質疑は終了いたします。

参考人には、御多忙のところ、長時間にわたりありがとうございました。委員を代表し厚くお礼を申し上げます。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(小平芳平君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、裁判所法の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

御質疑のある方は順次御発言願います。

○龜田得治君 本論に入る前に、法務大臣に一言お尋ねしたいと思ひます。

それは、昨日、地方裁判所の裁判官の充実ということに關連して、いろんな質疑を本案との関連においてやつたわけですが、その際にも触れた問題なんです。が、ちょうどきょう午前、札幌地裁において例の福島裁判長に対する忌避についての決定がありましたので、その点についての大臣の所見をお聞きしておきたいと思ひます。といひますのは、福島裁判長に対する忌避の申し立てが出た、これに対して当時法律の各専門家は、もう少し法務省が行なう忌避としては慎重であるべきじゃないか、こういうことがいろんな人から指摘されたはずであります。きょうの決定の正文は私も見ておりましたが、内容としては、たとえ福島裁判官が青法協に加盟しておるとしても、青法協の中には裁判官の部会を独立させており、したがつて、この裁判官に対して一つの具体的事件についての意見というものを押しつけていくという関係とは見られない、また福島裁判官も青法協の会員としての札幌における活動はそれほど重要なものでもないといふたような、いろんなことが書かれておるようでありまして、総合的にそのことによつて不公平な裁判が行なわれるとは思われぬというところで却下したようであります。私は、結論としては、これでよかったと思つておるわけでありまして、もしこれが通つておれば、昨日も非常な論議をやつたんですが、裁判官が一番きつておる、思想の自由を——これは憲法が保障しておる、その憲法と矛盾しかねないような問題に触れられてくるということになるわけでありまして、一応私もほつとしておるわけですが、それだけに、法務省として、法務大臣としては、今後この種の問題はやはり慎重にやつてほしいという気持ちがあるわけでありまして、大臣のひつと所見を、この際決定が出たことについてお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(小林武治君) この種の忌避は、訴訟手続上当然の権利であります。が、慎重にやるべしと、こういう御意見には、私も同調するのでございます。

○亀田得治君　その過料の一番多いのが住民登録の関係。そのほかはどういうものがおもなものですか。

○最高裁判所長官代理人(矢口漢一君) 大体その他のものは非常にこまかい事件でございまして、いまここに正確な統計は持っておりませんが、特に取り立ててこれに次ぐものとして申し上げるようなものはないんじゃないかというふうに記憶いたしております。

○亀田得治君 これは種類が幾つぐらいあるんです。私がまあそういうことを聞きますのは、だんだん社会が複雑になり、したがっていろんな行政機構も複雑にどうしてもなるわけですね。まあ簡素化するとは言つてゐるが、なかなか實際は逆ですね。したがって、この過料の対象になる法規というものがふえていくわけでしょう。そうすれば、どうしても数がふえていくと私は思ふんですよ。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) その他のものということでして申し上げます、戸籍法違反の事件でございます。それから外国人登録法違反の事件でございます。そういったものの中には、特段にそのことによってふえていくというような要素がございませんので、数字としてはそう異ならないのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

○亀田得治君　そうすると、最低人口増に比例した程度の増加は予定しなきゃいかぬわけでしょう。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 一応人口と申しますか、人口の移動と申しますか、そういうものと関連するとは存ぜられますが、この表でもおわかりいただきますように、四十年が三十四万五千件余りでございまして、それから四十四年の現在には二十七万五千件余りというふうに減少をいたしておりますので、この割合で減少するとは申しませんけれども、その辺のところを上下する

○龜田得治君　まあそれにしても、これ、三十年に比較しますと、三十五万といえは四倍ですわね。たいへんなこれは激増ぶりですわ、途中の出入りは別として。

それからもう一点聞きたいのは、調停と和解ですね、これはどうなってます。減ってますね。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 和解でござい
ますが、この和解事件は、二十九年一万七千
四百件余りでございましたのが、四十四年は……。
○亀田得治君 三十年でやってください、全部三十
十年。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 三十年一
万八千三百件余りでございましたのが、四十四年
には一万三千件弱ということで、やや減少をいた
しております。また、調停でございしますが、三十
年に七万件弱でございましたのが、四十四年は五
万件弱ということで、これもある程度減少をいた
しております。

○龜田治君　この減少というものを民事局長はどういうふうにごらんになっておるか、これが一つ大事な点ですね。本来は、調停とか、和解とか、簡易裁判所の大いに特色を発揮すべきこれは分野なんです。社会のいろんな状況を見ておりまして、調停、和解の対象になるような事柄が減っておるとはこれは見られない。ふえこそすれ、減っておるとは見られない。にもかかわらず、統計の上では数が減っておる。結局、これが、まあ調停、和解のところでまたもう一度聞きますが、いま全体を聞いておるところですから、端的に言ひまして、簡裁が調停、和解という、そのう分野でほんとうの使命を果たしておらぬ。たとえば、調停に持つていっても、なかなか右から左にいかない。それは現に、東京や大阪の忙しい調停所であれば、調停主任判事なんていうものは、全くこれは形式的なものですわね。いまや一人で一日二十件も三十件も持つておるのですから、全部調停委員まかせ。それがもっと親切に、しかも

早くめんどろが見れるという状態になれば、相三
こへ集まってきた、ふえなきやいかねわけです
よ。督促手続がこんなにふえているということ
は、これはやはり一つの紛争ですから、もう法律
上きちつとした手続がきまつておるから、こへ
はどんどん持つてくる。調停、和解という幅のあ
るところでは、結局、そこをうんとしつかりやれ
ば、非常にこれまた期待されて集まつてくるはず
なんです。私はこの数字をういうふうに見てい
るんですよ。町のいろんな相談屋がはびこると
か、いろんなことがこれとうらはらです。この減
少というものは、いわゆる簡裁の負担が軽くなつ
ているとかいうんじゃないに、簡裁の本来の使命
からいったら、なかなかもつてこれは悪い数字だ
と、こう考えているんですが、その点民事局長平
素からどういうふうに見ています。

○最高裁判所長官代理者(矢口淑一君)　ます和解のほうでございしますが、これは御承知のように即決和解と呼ばれるものでございまして、当事者の双方が争いがありましたときに、話し合いをいた

しまし、そこで話し合いがついた場合に、両方打ち運れて裁判所へ参りまして、調書にそれを取つてもらつて、結末をつけるという種類のものとございます。これがまず減つておるといふこととは、やはり世間と申しますか、社会が複雑になりまして、いろいろなことでなかなか話し合いがつきにくくなつてきたということを、端的に示しておるのではないかといふような感じがいたします。それにいたしまして、その減り方は、後ほど申します調停に比べますと、そう多くはございませんので、いま直ちにそういつたことから、今後の和解事件がさらに減少の方向に向かうかどうかといふようなことまでは、簡単には予測できませんので、調停でございまして、調停事件は、実は、この表でよくごらんいただいてもおわかりのようにな、相当数の減少を示しておるわけでございます。戦前と比較するのはいかがかと存ぜられますが、戦前の最盛期等を考へてみますと、約半分イ

らに調停事件が減っているという状況でござります。で、これはやはり、いま申しました双方の権利意識というものがかなり高くなり、また紛争そのものがきわめて複雑困難になってきたというようなことに、最大の原因を有するものではないかというふうに考えております。もちろん、調停を担当いたします側といたしましても、そういう新しい社会のあり方、新しい紛争を生起するものとしての社会現象、そういうものを完全にフォローして、十分に調停能力のある者がこれに当たらなければいけないというところで、調停委員の年齢層等々の問題から、必ずしも十分ではないかと存ぜられますけれども、これまたこの減少の大きな原因は、社会の複雑化及びそれと関連する一般国民の権利意識といえますが、自己主張と申しますか、そういうものの目ざめてきたといったようなことに大きな原因があるのではないかとというふうに私どもとしては考えております。

○龜田得治君　その分析のしかたはちよつと問題があると思います。なるほど権利意識は発達していることは事実です。しかし、それであれば、よいい紛争が起る種というものは多いわけですね。紛争自体は多い。そうして小さい紛争が多いですから、全体から見たら。だから、権利意識が発達すればするほど、早くそれを片づけない、これは費用とかいろいろな面から見ても、そうだけれども考えると思うのです。だから、和解とか、調停とか、そういうものが非常に生きておることとなら、その権利行使の方法として、そこへ申し込んできて、公正に処断してもらう、これは常識的だと思うのです。そうなるのは。だから、そういうことを第一、裁判所としてもあまりPRRしてませんね、専門家の間ではわかっておるけれども、それが行き渡れば、権利意識が発達していきるといふなら、よいいそこへ私は集まってくるべきもののだと思つてゐるんです。だから、これが今後どういふふうな数字になつていくかということ、は、やはり裁判所側のこの問題に対する取り組みによつて変わつてくると思ふのですね。取り組み

さえなければ、ふえる基盤というものは、これはお認めになるでしょう。紛争があるんですから、取り組みさえなければ、そこへ入ってくるわけだ。だから、取り組みが私はこれは悪いということの数字的なあらわれだと思ふのです。あなたのほうの欠点を私は言っておるわけですが、事直にそういうふうにお感じになりませんか。あなたがさっき、たとえば調停委員のことなんかお話しになった。確かにそういう面ありますよ。一つの欠点として、多少情性的にもなっているし、やっぱり新しい社会に合った調停委員というものはどんなものか、いやなかなか適当な人はひまがないとかいうようなことになるでしょうが、そこですよ、くふうしなければならぬというの。だから、ともかくこの数字が減っているから簡裁は案になつていくんだということ、もしこういう統計をお使いになるとしたら、これは非常な間違いだと思ふのです。これは簡裁を殺す方向だ、そういう考え方は、これは何でしような、裁判所の中でもいろいろこの数字の御論議がなされておると思ふのですが、さくばらんにお話ししてくだ

さい。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 紛争解決の手段といたしまして調停の果たしておる役割りというものは、非常に大きなものがあるわけでございます。ことに西欧の諸国と比べて、日本の国民感情といふか、国民性の点から、いきなり訴訟に持っていくよりは、こういう方向で解決をしていくということは、国民性にも合つておるわけでございます。私も、調停というものの果たす役割りというものは、そういう意味では非常に高く評価をいたしておるわけでございます。そういう観点からいいますと、現在簡裁で扱つております調停事件の数が事件の数として決して十分な数ではないということは、亀田委員御指摘のとおりでございます。ただ、いろいろな観点から見てもいいと思います。現在の調停制度というものが一つの曲がり角に来ておるということは言えるのではないかと感じがいたしました。

実は本年度の予算の要求の際に、調停制度を根本的に検討するということで、委員会のようなものをつけて各層の御意見を伺つてはどうだろうかといったことを考えた次第でございます。ただ予算そのものとしては認められるに至りませんでしただけでも、私もそういう方向で、現代の時代に適合した調停制度、それは手続の面もございまして、またこれを担当いたします調停委員の問題もございまして、それから対象になります事件、たとえば交通事故でございまして、何としても早急に被害者を救済しなければならぬといったような問題、そういう問題について、新しい視野からの調停制度というものは、これは早急に考えていかなければいけないというふうには考えておる次第でございます。

○亀田得治君 なかなかむずかしい問題点は大たくさんあると思ひますが、そういう問題点が整理をされて、そして陣容もきつとそろつたということになれば、それは交通関係一つとつたて、ずいぶんお願ひに来ると思ふのです。その点どういうふうにお考えでしょうか。推測的な数字といふものは計算しにくいだろうが、私はずつとふえてくる性格のものだと思ひます。どうですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 過去においても倍に近い件数といふものがあつたこともありますが、この数字は、まあ直ちにそこまで参りますかどうか、これはいろいろの問題があるかと存じますけれども、現在の数字で満足しておるというわけのものではないと思ひます。

○亀田得治君 それから次に、簡裁の民事訴訟の件数ですね、これ簡裁の裁判官一人当たりすると年間何件になるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 簡易裁判所の民事訴訟の審理件数は、お手元の資料の一〇ページにあるとおりでございます。簡易裁判所の裁判官の定員は七百六十人でございますから、各裁判官の民刑双方担当するといひますと、これはそこにございまして五万三千件をその七百六

十で割つた数字ということになるわけでございます。大体七、八十件ということになるかと思ひますが、ただししかしながら實際問題としては、簡易裁判所の裁判官は民刑を両方担当して居るわけではございませんので、そういう点では負担件数はこれと若干変わつて居る、かようになるわけでございます。

○亀田得治君 ほかの、簡易裁判所の訴訟以外の件数ですね、これは全体としては非常にふえて居るわけですね。それらも一緒に簡裁の裁判官は処理していかなければならぬわけでしょう。三十年に比較してどつちが負担量がふえたかと考へておるのですか。あなたのほうのこういうような弁護士会のやりとりの資料を拝見したら、何か事務量の標準的な件数をつけたらして居るようですね。

ともかく全体をずつと計算して、事務量は一体ふえたと言ふのか、減つたと言ふのか、どつちなんですか、三十年と四十四年。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) その点につきましては、いま申し上げましたとおり、民事、刑事を総合的にごらんいただく必要があろうと考へるわけでございます。

そこで、先般お手元にお届け申し上げました一枚の資料の表でございますが、「簡易裁判所新受件数累計比較」といふものが参つておると思ひます。その資料をごらんいただきますと、まあ亀田委員先ほど来三十年との比較といふお話でございます。またの、三十年と比較いたしましたところ、三十年の民事訴訟八万二千件、刑事訴訟八万六千件、民事のその他の事件四十六万六千件、刑事のその他の事件百九十四万六千件、總計が二百五十八万六千の事件になつて居るわけでございます。それ

に對しまして、四十四年度におきましては、こまかい内訳は省略いたしますが、總計では二百六十八万八千件といふことになって居るわけでございます。比較いたしますれば約十萬件ふえて居るわけでございます。ただ、その中間の時期をごらんいただきますと、ピークの時期は、三十八年度に五百八十五萬件といふことになつて居るわけでございます。

て、そのころに比べますれば、件数としては約半減しておるということになるわけでございます。もつとも、先般も少し申し上げたかと思ひますが、この五百八十八萬件から二百六十八萬件に減りましたおもな理由はいわゆる道路交通事故事件の減でございます。事務量から申しますとこの減少はさう大きなものと評價するわけにはまいらないと思ひます。しかしまあ、それにいたしまして、ピーク時よりは約三萬件減つて居るわけでございます。そして、昭和三十年と比較いたしますと、件数はほぼ横ばいといふことでございますが、裁判官の数は三十名増加いたしておりますので、負担においては三十年当時よりも軽くなつておると、かように考へて居るわけでございます。

○亀田得治君 三十八年のピーク、まあこの辺は、これはちよつと異例だと思ふのですけれども、非常な無理をしたやはり簡裁の仕事をやつて居ると思ふのです。そういうことをしておるから、調停などは少なくなるんです。三十八年から三十七年からですか。それだけサービスが全体としてやつぱり落ちてくるわけじゃないか、無理がかかつて。督促手続とか過料なんといふものは、これは右から左形式的にいふと調停といふたようなことは、一番初めにこの影響を受けてくるのじゃないですか。いろいろ仕事を分擔しておる、たくさん担当の方があると思ひますが、何も全部かかえてやつて居る独立庁などでは、どうして調停といふたようなほうで手を省く。それが関係者にいろいろな意味で影響を与える。まあまあそんなところなら行つてもしかたがないなあと、そういう評判が立つと、またそれが伝わる。ちよつとピーク時において、この大事な調停の減少ががたつとこうきて居るわけですね。これはひとつ、全体の数字を計算して、そして裁判官が多少ふえたりして居ると、したがって三十年

よりも現在が負担の点ではよくなっていると、そんな甘い考えじゃやはりそれはいかぬと思うのですね。統計というものは、これはまあ學者に聞いても、實際見ようによつて、同じものを見ておつて逆なことを言うられる場合がよくあるわけだしてね。この裁判統計の場合だつてね、やはり私がいま言っているような点、これは空に言っているのじゃない、いろいろなさういふうわさを聞く。なるほどさう思つて見ると数字の上にもさうなっているから申し上げるのですね。まあ以上のようなことで、ほんとに私はね、簡裁というものが負担が軽くなつてきておるといふことなら、それはけっこうなことだと思つてゐるんです、實際は、また、軽くしなきゃいかぬ、現状よりもっと。軽くしないと、簡裁の本来の魅力を發揮できるようななかなか手の込んだ國民に対する奉仕的な役所といふことにはなつていきませんからね。事務量が減つたかどうかまあ疑問があるのですが、あなたの説だと、減つてきた、こゝろ言ふ。それをもつと進めたい、そのほうが本来のところにいくのですよ。あなたの場合は、減つたからそこへ持つてくるのだと、こゝろいきたいところですが、そこがちょっと性急です、その点。まあ結論的にはこの程度にしておきます。

それから、この審理期間の問題ね、これもよく裁判所側と弁護士側との間で議論されておりますが、これはどうなんですか。どうもこゝろ、よくわかつておることをこゝろに何か議論しておるよりに思ふんですね。簡裁の審理期間は二分の一くらいだとな、だから地裁のほうが負担が重い、簡裁のほうがもちよつと持つていっていいといふような理屈に結びつけておるよりにとれるのです。私、ゆりべ、弁護士会と裁判所側のやりとり、これ全部眺めました、せつかく夜屈けてくれたから。やはりお互い専門家同士ですからね、無理な理屈のつけ方というものはおもしろくないのです、これは。それは、地裁は何といつたて困難な事件を持つておるんでね、長いのはあたりまえです。簡単な事件なら、地裁だつて簡単に処

理してゐるでしよ、實際問題として。だから、さういふた審理期間の問題なんかをこゝろに裁判所側がおつしやると、どうもふに落ちないんだな。そして實際の統計にあつたわけでおる数字を見ると、きょうも御指摘があつたよりに、簡裁のほうが少しづつこれ伸びておるわけですね。ここにあるのは昭和三十一年と四十二年の比較ですが、三十一年が三・八カ月、それに対して四十二年が五・二カ月、ずつと伸びてゐるんですよ、負担が。この負担といふか、審理期間だけの点を見たら、地裁のほうがずつと横ばいでしよ。数字がはつきりこゝろ示してゐるんですよ。だから、結論的には、地裁よりも簡裁のほうが非常に訴訟事件において負担が軽いといふことは私は言えないと思ふんです。それはどういふふうにか考へてゐるんですか、民事局長。総務局長のほうはだいたいこの書類を見たから。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 審理期間の点は、亀田委員御指摘のとおり地裁と簡裁の關係に相なつておるわけでございます。ただ、私も、これはもう御専門であらせられますので、亀田委員十分御承知だと思ひますが、たとえば簡裁の五・二カ月の平均審理期間といふものは、一つの事件が参りまして、それを迅速的確に審理するといふ場合、それを大量的に觀察いたしますと、ほとんど、理想的なままでは申し上げかねるかもしれません、きわめてスムーズに事件が処理された場合における平均期間を示しておるということが言えるのではないかと思ひわけでございます。それに反しまして、地裁の約一年といふこの審理期間は、まだまだこゝろの余地と申しますか、短縮の余地のある期間ではないかといふことが考えられるわけでございます。すなわち、簡裁の現在の審理期間は、いわばランニング・ストップと申しますか、一般的に、これ以上非常に縮めにくい期間の前後を示している。それに対して地裁のほうには、まだまだ縮める余地のある期間であるといふことでございます。そのことから、やはり、楽が楽でないかといふことを申し上げれば、

簡裁のほうに楽であり、地裁のほうに非常に苦しいといふことが言えるのではないかと存じます。また、これを別の面から見ても、簡裁におきましては、昭和四十四年度でございますが、新受事件以上に既済事件があるわけでございますが、すなわち、既済が新受を上回つて、その結果、未済として残つておるものが、四カ月分程度しか残つてないといふことでございます。ところが、地裁のほうは大體一年近い分が残つておるといふことでございます。その点からも、やはり、負担量といふことだけで申しますと、地裁と簡裁の間にある程度の差があるのではないかといふことで、さういふことを弁護士会との連絡協議会等におきましては私も主張をしたといふことでございます。

○亀田得治君 私には簡裁のほうは五・二よりもっと縮めなきゃいかぬと思つてゐるんです、これは。また、さういふ性格の事件を扱うべきだと。ただ、地裁のほうは一つの案件で何十年とかかつてゐるのがあるわけですね。一年分たまつてゐるとおつしやいます、平均一年かかるんなら、一年たまつてちやうどいいわけですね、とんとんです。それから、その現状の数字でいへば言ひませんが、もつと裁判官をふやし、くふうをして縮めるべきだと私も思ひます。思ひますが、現在の簡裁に比べて、私は、質から見たら簡裁のほうはどうも長過ぎる、さういふ感じがするんですよ。それで、いわゆる簡裁的な事件ですね、地裁で簡単にやる、簡単に処理していく、そいつは簡裁とそんなに変わらぬのじゃないの、審理期間。これは平均数字が十一・幾つである。實際はさうだと思ひますがね。だから、私は、地裁の裁判官が一新受事件数が毎年ふえておりますが、裁判官の増もありませんが、ともかく非常に努力しておるといふふうに感じてゐます。簡裁のほうは、努力したいと思ひのだから、なかなか、いろいろ難務が一緒にあるものだから、手が回らない。本来、簡裁なら、やつぱり長くて四カ月、早ければ三カ月といふような数字が出てこなきゃ、私は簡裁としての

処理じゃないと思ふんです。まあさういふふうにか考へておるんですが、今度、政府原案のようないうことになると、五・二といふやつがどれぐらひになると思ひますか。長くなることは事實でしよ。どうなりますか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 予測でございます。正確には申し上げかねますが、ある程度長くなるということは、これは十分考へられるところで、私もそれはさういふふうになるのじゃないかと思つております。

○亀田得治君 簡裁がある程度長くなり、地裁がある程度短くなり、えらい接近してくる。しかも、事件の質は非常に違ふ。これはちやうどおかしいですわ、その辺。私は必ず、この五・二が長くなるだけじゃなしに、調停などもう一つまた、まます扱ひされる、独立簡裁などができるんじゃないかと思ふんですけれども。きょう午前中最高裁のほうからいただいた資料、あれを参考人の方にちやうど私申し上げたんですけれども、一番簡裁事件の多くなるのが、率で言つと、松江で七・二%でしよ。調停事件なんか消えてしまひますよ、そんなむちゃなことをしてたら。だから、いろんなところに響いてくるわけですね。松江なんか、どうなんですか。それはまた人員の配置がえをしてとかなんとかおつしやるんだらうが、さう簡単にいきません。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 午前中にも松江のお話が出たわけでございますが、この私も松江のほうから出してあります資料によりますと、確かに比率において、四十四年度を基準にした場合の推定が七・二%と二・八%といふことでございます。ただ、移動いたします件数でございますが、それは、これまたお手元の資料に出ておりますとおり、二百五十件といふことでございます。これもあくまで推定でございます。しかも四十四年度の事件を基準にしたものでございまして、それより下回ることばあつても、上回ることはない。従来のこの種の法改正の実績に徴します

と、四十五年度は七月からということで、正確な統計が出てまいりませんから、四十六年度になるというところでございますが、年間の新受件数の移ろやっておりますでございますが、いま御指摘の松江については大体さように考えておる次第でございます。

動がはつきりつかめますのは四十六年度以降になるわけですが、四十六年度になりますれば、四十四年度とはまたある程度の経済事情の変わら適当じゃないと思うのですよ、必ずしも。

動が生ずるのは自然の勢いだと考えられまして、
 そういたしますれば、おそらくこの二百五十件も
 さらに下回るといふふうに一応推定できるわけ
 ですが、かりにこの二百五十件のとおり
 移動すると仮定いたしましても、これまたお手元
 に「簡易裁判所新受件数」のこまかい表を第四表
 としてお届けしておるわけですが、その
 ところで、もう一つ問題になっているのは、大
 都市と地方との不均衡という問題が絶えず出
 ておるわけですね。たとえば大阪の場合、あ
 なたのほうから出された資料でいきますと、昭
 和三十八年、四十四年、これを比較しますと――民事のほうは、
 うですよ――物価の変動があつてもこうふえてお
 りますね。その他の民事事件もふえております。

松江の項をごらんいただきたい。これは各簡易裁判所ごとにはあまりこまかく推定その他もできませんけれども、昭和三十八年度の総数は二万五千件でございましたのが、四十四年度は総数で一万三千件ということで半減いたしております。約一万二千年ぐらい減っておりますでございます。

こゝへ今度は十萬が三十萬になった分がさらにやえてくるわけですね。これはたいへんな負担増になつてくるのじゃないですか、現在でも毎年ふえておるのですから。ふえておるところに、さらにこの制度改正によつてふえる、こういう場所が相当でございましょう。どうするのですか。

○**最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)** 大阪について御説明申し上げます前に、先ほど松江について御説明申し上げました際に、三十八年というのには非常に異例な年であるからそれを基準にしてははばかれませんけれども、しかしともかくも総数二万五千件が一萬三千件に減っておるわけでございます。

す。そういたしましたして、二百五十件かりに民事訴訟が移動いたしました場合、新受がどうなるかと申しますと、約八百件というところでございまして、その数は昭和三十八年度に比べましても約百件程度ふえるにすぎないわけでございます。つまり民事訴訟のこの法改正によりまして移動いたしましたのが、第三表の民事第一審訴訟だけの表でございまして、第三表でもう一度御説明申し上げたいと思はうと思いますが、第三表の民事第一審訴訟だけの表でございまして、二百五十件移動いたしました結果は八百十二件になるわけでございまして、それはその左のほうをごらんいただきますと、たとえば昭和三十九年度は千三十二件、昭和三十

ました後の推定新受件数自体が三十八年度より百件程度ふえるにすぎなくて、そして民・刑合わせると総件数では約一万二千件程度の減ということとございますので、件数の面からまいりますれば、それによって、非常な負担過重になり、あるいは増員を云々ということには、松江の場合にはむしろならないのではないかと思うわけでございます。他の地方につきましてはいろいろ問題のあるところもございますので、私ども一々いまいろい

十三年度は千百六十四件ということで、その三十な
いし三十三年度当時よりはなお下回っておる、こ
れは訴訟だけから申しましてそういう数字になつ
ておるわけでございます。で、こういう地方のは
うはそういう意味ではほとんど件数の面からは問
題はないというふうに申し上げても差しつかえな
いと思います。大阪のような大都會の場合におき
ましては、その点は御指摘のとおり若干の問題は
あるわけでございます。これまた第三表をごらん

いただきますと、大阪の場合に三千四十六件移動するといふ推定でございまして、これも先ほど来繰り返し申し上げておりますとおり、四十四年の比較のしかたはもう全く筋が通らぬのですよ、これは。ともかくその地方においては総件数が増えたと少ないのですが、総件数においては問題が

件数を基準にした推定でございますが、かりにそのとおりになるといたしましても六千七百件程度でございます。たとえば昭和四十一年に比べま

多少軽いでしょう、おそらく。しかし、地裁と簡裁の比率が問題ですよ。七二％も簡裁に民事一審が行くと、これじゃあやはり性格問題がどうし

して千件あまり多いにすぎないと、とういふ数字になるわけでございます。そうして一方、これはまあ便宜ここに三十八年の表しか持つてきておりませんので、三十八年とばかり比較するということについていろいろ御注意を受けるかもしれないけれども、この前後の年はこれに準ずる件数であつたというふうに御理解いただけようかと思つてゐます。逆になると思ひますが、簡裁の刑事関係のことをちよつと聞きたいと思ひます、これも重要な問題ですから。年間の令状

わけでありまして、そういう意味におきまして昭和三十八年度の大阪地裁管内の簡裁の新受総件数は百四万件でございます。三十七年、三十九年等の数字を私にここに持っておりませんけれども、これはおそらくこれより少し少ないのではないかと思いますけれども、いずれにいたしまして

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 令状その他の発付です、これ刑事局長のほうからお答え願います。どうなっていますか。三十年と四十四年、または四十三年でもいいです、比較しておつしやってください。

他ということでございますが、四十四年について

も百万件前後の新受件数がございましたのに対しまして、四十四年度は二十三万件ということで、約八十万件程度減つておる、五分の一程度になつておる、こういうことでございますので、こういう件数の面だけから申しますれば一応十分処理で

○龜田得治君 三十年はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 三十年に

きます態勢にあるというふうに申し上げられると思
 います。しかし、むろんこの点も、先ほど御指摘
 もございましたいろいろ訴訟とその他の事件の比
 率その他もございますので、そういう点を緻密に
 考えて作業をしなければならないと考えておりま
 すけれども、大まかな御説明としても一応は御理
 由というふうになります。

○亀田得治君 パーセンテージにするとこれはど
 ういうふうになりますか。

解いたけるのではないかと、かように考えている次第でございます。

〔委員長退席、理事山田徹一君着席〕

○龜田得治君　どうもことさらに都合のいい説明をされますね。三十八年の大阪の百四万というのは、これは何でしょう、大部分が刑事の九十八万、これが占めておるわけでしょう。これは特殊なものでしょう。だから、そういうものを何もひくくめて百四万と二十三万の比較だと、そん

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君)　三十年を一〇〇として申し上げますと、四十四年におきまして、簡易裁判所が六三・五、地方裁判所のほうが五六・六と、こういうことになります。

○龜田得治君　この令状というのは、内訳わかりますか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君)　令状は、御承知のとおり、逮捕状、勾留状等でございます。その他のものには何が入るかと申し上げますと、

保釈、それから勾留延長の事務、それから捜査関係の令状、許可状の令状でございます。そういうものが含まれております。

○龜田得治君 令状申請に対する却下の数なんというのはいくらですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) すべてとっておりませんが、勾留請求に対する却下というのを見ますと、これは地裁と簡裁と区別いたしておりますので、その間の内訳はわかりかねますが、勾留請求に対する結果を見ますと、たとえば昭和四十三年におきまして、却下率が四・五七という数字がございます。

○龜田得治君 逮捕のほうは出ていませんか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 逮捕のほうはちよつといま率は出しておりませんが、数字的に申しますと、四十三年におきまして、約二十万の逮捕状の請求に対して、却下が約四百というふうな数字的なものがございます。

○龜田得治君 その統計のこまかい内訳があまりはつきりしないのですが、簡裁の一つの役割りは、民事では調停、和解、督促手続、いろいろなものがありますが、やはり刑事関係では、逮捕状の正しい出し方、こういうところに私はあらうと思っております。ところが、巷間——これは専門家から聞くわけですが、どうも簡裁における令状の出し方、特に逮捕段階における令状の出し方が非常に慎重さを欠いておると、請求したものとはほとんど出てしまふのじゃないかというのを聞くわけですが、ただいまの、四十三年度において、逮捕の關係が約二十万あって、そのうち却下がわずかに四百件と、これはあまりにも少な過ぎますね。少な過ぎるように思ふのです。そして、この四百件のうち、地裁が扱ったものと簡裁が扱ったものがおそらくあるはずですね。おそらく地裁のほうが多いのじゃないかと思ふのです。普通のうわさから言ふと、これは、何と云つても、捜査をするほうは、ともかくつかまえて調べたほうが便利なんです。それから、まだまだ日本の警察官は、基礎的な科学捜査よりも、つかまえて白状させる、これ

が伝統的に抜けておりませんからね。請求するほうは、相当私に行き過ぎた請求もあると思ふのです。しかし、それはまあ捜査官の持つて下さるね、自由ですから。しかし、それをチェックするのは、これは簡裁の重大な役割りなんです。だから、その点においての仕事というものが、いまの数字をお聞きしただけで、なるほどわれわれが危惧しておるとおりだといふふうに感ずるのですが、どうですか、刑事局長。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 令状事務、これは簡裁に限らないわけでございますが、御指摘の簡裁判事における令状事務の問題、これは数字的にそれが少な過ぎるかどうかということの問題があらうかと思ひますが、裁判官としての司法的抑制の心がまゑといふことになると思ひます。つとにこの点、私も、重要な裁判官の仕事の一つとして認識をいたしまして、毎日、簡裁判事の会合におきましては、令状事務というものを協議のテーマに必ず一つ取り上げまして、令状の事務の運営の協議をいたしておるわけでございます。私もその心がまゑとしましては、それは協議会、裁判官の会合といふことではございませうけれども、いわば研修的な意味も含めまして、毎年そのような協議を行なっているわけでございます。司法的抑制といふことの重要性というものを絶えず簡裁判事の裁判官の方に認識してもらふという意味で、従前から行なっている次第でございます。

○龜田得治君 この約四百件の地裁と簡裁の内訳の数字、これはあとでいいですから出してくださいます。これはあまりにも少な過ぎますね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 実は統計的には、地方裁判所の裁判官が簡裁判事の裁判官として出す場合もございまして、簡裁判事としての勾留書類、あるいは地裁判事としての勾留書類といふものが、必ずしも統計上はつきり出ません。簡裁判事に請求がありまして、地方裁判所の裁判官が同時に簡裁判事の裁判官の資格を持つて居る場合が相当ございまして、その区別

が統計上明確に出るかどうかわかりませんが、仰せのとおり資料を整えて提出したいと思ひます。

○龜田得治君 いわゆるよく問題になる別件逮捕ですね、これは刑事局長はどういうふうに考えておるのですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) どういうふうにと仰せになりますか……。

○龜田得治君 而論あるわけでしょう、許される、許されない。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 問題は、いわゆる別件につきまして犯罪の嫌疑があり、逮捕状を出す必要があるという場合に、実はしかしながら、捜査機関のほうでそれを正当に使わないと申しますか、その機会に本来ならつておりますところの別の事件のほうの捜査を行なうというところが問題点、大きな問題点になると思ふのであります。

○龜田得治君 問題点というんじやなしに、刑事局長としては、その問題点とおっしゃることを認めるのですか、認めないのですか、どつちなんですか。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 従前の判例におきましても、いわゆる別件逮捕中の供述というふうなことの任意性というふうなものが否定されていふという事例があるわけでございます。そして、そういう意味から言ひますと、この問題、一般的な考え方としては、やはり消極に考えるべきものであらうと思つております。

○龜田得治君 そうすれば、ほんとうの目的は別にあって、そうして捜査官が逮捕状を請求してくるわけですね。ほんとうの目的は別に、何かに意外に簡単な事件なんですよ。したがって、その表向き出てきておる事件について、ほんとうに必要性というところを十分簡裁の裁判官が検討すれば、そこでチェックできるわけですね。そういうところが十分なされておらぬように思ふのです。悪意を持つて考えれば、裁判官自体が本件のねらいは別にあつたんだ、しかしそれはもう腹の中にしまつておいて、

て、そうして捜査官の言いなりに出しているというふうなことがあるのじゃないですか。いずれにしても、表に出てきた案件についての必要性ということをもっと厳密にやつてもらへば、別件逮捕なんというものは相当防げるんですよ。大体表に出してくるやつは簡単なやつですよ。簡単なやつ。それを何もかにも持つてくれば判を押すもんだというふうになつておる。そういう状態が、これが私は改革されなければ、せつかく簡裁の新しい仕事として任務を与えられながら、人権を守るという点からこれは非常に大きな欠陥になるのです。民事もさることながら、刑事におけるこの点、簡裁の任務、これは非常に大きいと思ふのですがね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 龜田委員の仰せになりましたのは、一般的に別件逮捕を認めていふというふうな仰せでありまうと……。

○龜田得治君 いや、結果がそうなるつてしまふ、出てくるんだから。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) いや、結果がそうなると思ひましても、別件につきまして犯罪の嫌疑あり、逮捕の必要ありと考える場合は、これはやむを得ないのでございまして、別のものをねらつておるのだといふことを捜査機関のほうで表明して請求してくるわけではございませぬので、そういう場合なら明らかでございませぬので、そうじゃないのが普通の場合でございませぬので、裁判官としては、当の請求された事件につきましては、犯罪の嫌疑あり、しかも逮捕の必要があると考えますれば、これはやむを得ないのじゃないかと思ふのでございまして、実は別のものをねらつておるわけではございませぬので、そこを十分簡裁の裁判官が検討すれば、そこでチェックできるわけですね。そういうところが十分なされておらぬように思ふのです。悪意を持つて考えれば、裁判官自体が本件のねらいは別にあつたんだ、しかしそれはもう腹の中にしまつておいて、

て、そうして捜査官の言いなりに出しているというふうなことがあるのじゃないですか。いずれにしても、表に出てきた案件についての必要性ということをもっと厳密にやつてもらへば、別件逮捕なんというものは相当防げるんですよ。大体表に出してくるやつは簡単なやつですよ。簡単なやつ。それを何もかにも持つてくれば判を押すもんだというふうになつておる。そういう状態が、これが私は改革されなければ、せつかく簡裁の新しい仕事として任務を与えられながら、人権を守るという点からこれは非常に大きな欠陥になるのです。民事もさることながら、刑事におけるこの点、簡裁の任務、これは非常に大きいと思ふのですがね。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 龜田委員の仰せになりましたのは、一般的に別件逮捕を認めていふというふうな仰せでありまうと……。

○龜田得治君 いや、結果がそうなるつてしまふ、出てくるんだから。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) いや、結果がそうなると思ひましても、別件につきまして犯罪の嫌疑あり、逮捕の必要ありと考える場合は、これはやむを得ないのでございまして、別のものをねらつておるのだといふことを捜査機関のほうで表明して請求してくるわけではございませぬので、そうじゃないのが普通の場合でございませぬので、裁判官としては、当の請求された事件につきましては、犯罪の嫌疑あり、しかも逮捕の必要があると考えますれば、これはやむを得ないのじゃないかと思ふのでございまして、実は別のものをねらつておるわけではございませぬので、そこを十分簡裁の裁判官が検討すれば、そこでチェックできるわけですね。そういうところが十分なされておらぬように思ふのです。悪意を持つて考えれば、裁判官自体が本件のねらいは別にあつたんだ、しかしそれはもう腹の中にしまつておいて、

のがあるはずだと私は言うのです。やっておらぬもんだから、どんどん素通りしていくわけです。なぜこんな簡単なものを一体逮捕までするのか、そこで相当やりとりをするということが足らぬものだから、別なところをねらっているというようないことが事実上暗々裏にやっているようなかつこうになつちまう。表に出ると、裁判所はそれは思わしくないと言うだけであつてね。それはまあ、捜査官が請求してくる場合に、どれもこれもそんな目で見る必要はないと思ひますがね。しかし、警察のほうはやるんだと、こう言うておるんだから、言うておるんだから。一件一件やはりほかのことはないんだというようなくあいあなた念を押したつていいじゃないですか、まじめな裁判官なら。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君)　しかし、
 どんどんとおっしゃいますけれども、それは問題
 になりました場合に結果的に見るとそうだといふ
 ことはあり得てもでございますね、どんどんと先
 生おっしゃるほどはたしてやっておるかといふこ
 とは問題なんでございますして、先ほど申し上げま
 したように、別件につきまして犯罪の嫌疑があり、
 必要があると考えれば、それを今度運用するかと
 うかといふことは、これは今度は捜査機関のほう
 の問題なんでございますして、もつと目を光らせれ
 ばいいじゃないかという仰せでございますが、結
 果的にそり言い得る場合は、それはあるかと思
 います。当の令状の段階におきましてどの程度の資
 料が検討されたかといふことできまる問題でござ
 いまして、結果的にどんどん出している、こう
 いふような御認識であるとしますると、私どもと
 しましてはいささか反対せざるを得ないわけでござ
 います。

○龜田得治君 まゝ結果的に出ておるといふことは、これはまた客観的な事実。それはどんだんとどんだんというふうな大げさな表現になっていいかどうか、それは問題がある。しかし、本来そういうふうなことがあつてはならぬのだから、ならぬという状態に比べたら、どんだんと言われたつてし

かたがたいくらゐに出ていますよ、それは、だから、これは簡裁としての重要な役割りですよ。民事のほうばかり議論がこの間から言っておったけれども、令状の点——五百七十カ所の簡裁を置くというのは、主として令状の關係にあつたわけでしょう、大きな理由は。だから、これは今後とも十分研究してもらわなければいけません。

それからもう一つ刑事事件関係のことで、これは事務総長がいいかもしれぬと思いますが、地裁の刑事の負担を軽くするために、いわゆる検察官手持ちの証拠の事前一括開示ですね、この制度を、何とか制度化すべきじゃないか。これは前に、いろいろな公安事件で、しょっちゅう法廷でもめる事件ですね。長くかかるというのは、大体そういう種類の事件でしょう。で、岸さんなどが集中審理とか何とか大いに言われるのだが、それがなかったために実際問題として集中審理に非常な支障を来たしておることは事実なんです。で、検察官は、法廷では二百九十九条だけたてにとつて、これに反しなければいいのだ、そんなことをやっているわけですから、これはずいぶん、裁判官も、関係者も、むだが多いのですね。私も、連休の四日徳島へ行つて、それで一日つぶされたですよ。起訴状も開説できない、その議論やつておるだけなんです。これは前に日弁連から最高裁に申し込んだはいいんですけど、刑事訴訟規則の中にでも挿入できないか。二十八年の二月二十一日です、最高裁に。最高裁としては、裁判の経験から、それはけっこうだ、しかし規則の改正だけじゃいかぬので、基本法の改正が必要だというようなことであり、ただだ、検察官が、法務省が反対して、結局制度化されず、そのためにあれ法廷で絶えずこれは紛糾してきているのですね。だから、実際にこうやつていくと、被告人なりあるいは弁護側は、どうしたつてそれは小出しの意見の陳述にならざるを得ないのですね、です。慎重にかまえますからね。先へ行つてどうなるかわからぬのだから、どうしたつてそれは小出しになります。そうしたら、少しずつしか進んでいかぬ。みんなが迷惑していることで、思い

切つて立法化するということをやるべきだと思ひ
のです。これは裁判官でも、訴訟指揮としてはず
いぶん勧告をしたり、特殊な具体的な状況までい
けば、判例にもあるような命令を出す裁判官もお
ります。が、現状ではしかしそこまで行くまでがず
いぶん時間がかかっている。私はむだだと思ひの
ですね。それは檢察官が、たとえば証拠物を、被
告人に有利な証拠を隠すという問題もあるのです
ね。そういうことを防ぐために、私は必要だと思
ひのです。檢察官が隠しておつた手持ち証拠があ
つたら出てきて無罪になつた大事件があるわけ
ですからね。檢察官が税金でつくつた書類を自分
だけ見ておつて相手をやつつけるためにだけ使
つていく、そんなことよくないですよ。相手も
当然今度には必要以上に否認をしていかなければ
ならぬことにどうしてもなる。それは皆さん裁判
官やつておられると十分わかつておられると思
ひます。私は、地裁の負担を軽減するといふので
あれば、この点を立法

件は幸い減っているのですから、そうすると刑事事件化してもえさ相当変わってくると思う。刑事事件係で手のすいた裁判官をさらに民事のほうに、民事がふえているというのだから、若干でも民事のほうにさいていく。非常に裁判官不足しているのだから、一人でも二人でもこれは大事なことなんだ。だから、ぜひこれはこういうことを、地裁の負担が重いということとで簡裁との問題が出てきておることは間違いないのですから、地裁自体としてどうするかということを考えなければならぬ。これはだれでも皆さん認めているのだですね。その一つとして、この問題、懸案の問題をこの辺で処理できませんかね。弁護士会と対立ばかりしています、この問題でしたらそれはもう意見一致しますよ。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 私は、しばらくちよつと実務から離れておりまして、少し実情にうとい点があるかもしれませんが、刑部、刑部事件を迅速に、しかも充実した審理を行なうためには、やはり弁論をできる限り集中して行なうというのが一番いい方策だと思います。そのため

には、やはり当事者が事前に十分に準備をしなければならぬ。弁護側としては、権力——力を持つておりませんか、その弁護側の調査活動というものについてある程度の限界があろうと思います。アメリカの弁護士のように、自分で自動車をかけて、そしてほうぼう歩き回って証拠を集める、そういうふうにして独自の準備をやっているやり方もございますけれども、今日の日本ではまだ一足飛びにそこまで行くわけにいかない。そうなりますと、できる限り検察官が手持ちの証拠を相手方に開示する、いわゆるディスカバリーの制度を十分に發揮することが非常に望ましいと思います。しかし、それぞれの国の手続の違いや、それから訴訟に対する考え方の違い等もありまして、一挙にそれをするやうなわけにいかどうか、あるいはやるのとすればどの範囲でやうたらいいか、そういういろいろな問題点がございまして、こういう点はやはり関係の機関である法務省とも十分にか話し合わなければならぬ問題であらうと思います。弁護士会ばかりでなくて、法務省側の意見も十分聞かなければならない、そういうように考えます。ただ、最近世界各国の傾向として、証拠開示——いわゆるディスカバリーというものの範囲を広げようという、そういう傾向であるということとは、これははっきり言えると思いますが、私としてはいま現在の程度のことしか申し上げられません。その後いろいろな実情、事例を持っております刑事局長から、もう少し具体的に説明してもらいたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 御承知かと思ひますが、先般、最高裁判所の決定が出まゝして、訴訟指揮として檢察官に対して開示命令ができる、これは裁判所固有の権利としてできるんだ、という裁判例がございまして、それを契機といたしまして、この開示の問題というものは、逐次実務上発展しつつある状況でございます。先ほど総長からも申し上げましたように、世界的な問題の一つでございまして、たとえば訴訟構造を同じくするアメリカでは、主尋問がありました後に当該調

書の閲覧を認めるというような立法、これもまず判例が出まして、それからそれに対して判例が行き過ぎだというようにして立法的な解決をみたというような例もございまして、それぞれの国の訴訟のあり方と申しますか、そういう実務と非常に密接な関係を持つておるものと思われま

と思ひます。そうですかね、これは。○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) 亀田委員のおっしゃつておるのは大阪の事例についてかと思ひますが。

○亀田得治君 ええ、そうです。

○最高裁判所長官代理者(佐藤千速君) それはまさにそうでございます。いわゆる広い意味の開示というものを認める線でございます。もう一つの考え、いわゆる狭い意味のオーソドックスの開示というものは、先ほど仰せになりました、当該証人の捜査機関に対する調査というものを事前に見せるといふ問題、これは横濱の例について最高裁が決定した例がそれでございます。このように狭い意味のディスカバリーと、それから大阪のようないつて広い意味のディスカバリーと、二つの線が出てくるということでございます。

○亀田得治君 そこで、そこまで最高裁が踏み切つて実務上命令を出しておるのですから、私はもうこれを制度化していいと思ひます。これは非常に訴訟の能率が違つてきます。裁判官もこれで困つておるわけだ。制度はそういうふうになつておらない、しかし、被告人や弁護側が求めるのは、裁判の公平と迅速という立場からこれは無視できない、当然であるといふことで、非常に困つておるわけですね。そこで決定したのなら、最高裁あたりがもっと立案者になつて、法務省にも呼びかけ、立法化するよう努力すべきじゃないですか。どうですか、法務省。

○政府委員(影山勇君) 私、直接の刑事関係の所管でございますので、特にこういう刑事訴訟手続の専門的な、非常にむづかしい、異論のあるところでございますので、まあきよりの御議論ございまして、これを所管の局長に伝えるといふことにさせていただきますかと思ひます。

○亀田得治君 これは、ちょうど朝鮮事変前後から公安事件が非常にふえて、それまではいかなる事件においても検察官は弁護側に一括書類を見せおつたわけでありまして、その公安事件に限つてストップがかかつてきた、それから起きてきた

問題なんで、さつき申し上げたように、日弁連が二十八日二月二十一日に、最高裁、法務省、最高検、三者に申し込んだのです。最高裁はこれを了としたのです。最高裁は当時第一線の刑事関係の裁判官を集めておつて意見を聞かれたはずで、会議録もあるはずで、ほとんどの意見が、それはもう大いにわれわれ楽になつていいやという、そんなことで賛成をされた。ただ法務省のほうは、筋としてはむづかに断わることもできぬものだから、できるだけそういう考えを尊重して運営していこう、ただし立法化されることは困ると、これだけはやめてくれ、こういうことでストップになり、そのためにこれ、訴訟指揮上の問題としてもめておるのです。だから、これは法務省に責任があるのです。実際は法務省がこれ、最高裁のことについて提案権を持つておるというものは、ちよつとこの点が問題があります。実際は、しかし、この種の問題については、やはり最高の意見といふものを法務省としてもやっぱり尊重してやらねといふかと思ひます。一種の技術的に言へば訴訟指揮上のことですからね。その点の疑いを立法化していこうといふんですから、訴訟指揮の責任者の意見をやっぱり尊重していかなきゃ。それは、検事のほうも反対、こっちも反対といふなら、それは何だかね。三人のうち二人までよろしいと、こう言つておるものを、多少自分のほうに不便になるからと、そういうことだけでいつまでもがなんばつておるというの、私はよくないと思ひます。これはひとつさかのぼつて研究してください。幸い、いま刑事局長から御説明のあつたような最高の決定が具体的事件に出てきておるんだから、おそろこの決定は、各種の裁判所は非常に助かるから、どんどん使われていくと思ひます。そんなものをどんどん使われてから、そうしてじゃあ立法いたしましよ、じゃ、それはだめですわ、そんなことじゃ。率先していく、いいと思ひます。それは、第一、日本

めつたにおりやせぬです。検事は捜査の段階では厳密にやりなさい、それは。しかし、全部捜査終つたとなれば、あとは被告人に有利なことも不利なことも一切裁判所にまかしましよ。したがつて、いわんや有利な証拠を隠しておくなんて、そんなことは絶対いかにぬです。公益の代表者として許されぬことです。あとは、被告人に不利なことを法廷に持ち出すのがすなわち真実の追求だと思つておるんです。そうじゃないです。有利も不利も全部出して、そうして判断を求め。それじゃなにかぬです。その態度で割り切れば、こんなことは簡単なことなんです。戦前だつてやつてきたんですよ、あの反動的な。ほかの、詐欺や、どろぼうや、強姦や、強盗や、そんな事件はみんな見せてくれる。いまでもやつておるんですよ。だから、これは筋が通りませんから、ぜひひとつあなたのほうから、地裁の負担軽減に關連して、こういう意見がききよう出ていたといふことで、これはひとつ研究してください。してくれませんか。

○政府委員(影山勇君) ただいま申し上げましたように、ひとつ所管の部局にきよりの御議論の模倣を伝えることにいたします。

○亀田得治君 こういうわけで、刑事関係見ますと、地裁のほうには、裁判官の増員とともに、また一つ負担を軽くできるという道もある。一方、簡裁のほうはですね、逮捕状等令状等についてはもつと時間をかけてもらわなければいけません。これはわれわれも思つておるんです。さつきのお答えを聞いて、なお一そうその感を強くしている。この点を一つ特に申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、簡裁の裁判官の問題ですが、これはさきわめて実際の仕事の担当者ですから重要な問題です。設立当時、木村司法大臣が提案理由説明の中で、これは一般に知られておることで、ひとつ問題をばつきりさせていくために会議録を読みますが、特に簡易裁判所判事につきましては、いわゆる法曹の経歴のない者でも、選

問題なんで、さつき申し上げたように、日弁連が二十八日二月二十一日に、最高裁、法務省、最高検、三者に申し込んだのです。最高裁はこれを了としたのです。最高裁は当時第一線の刑事関係の裁判官を集めておつて意見を聞かれたはずで、会議録もあるはずで、ほとんどの意見が、それはもう大いにわれわれ楽になつていいやという、そんなことで賛成をされた。ただ法務省のほうは、筋としてはむづかに断わることもできぬものだから、できるだけそういう考えを尊重して運営していこう、ただし立法化されることは困ると、これだけはやめてくれ、こういうことでストップになり、そのためにこれ、訴訟指揮上の問題としてもめておるのです。だから、これは法務省に責任があるのです。実際は法務省がこれ、最高裁のことについて提案権を持つておるというものは、ちよつとこの点が問題があります。実際は、しかし、この種の問題については、やはり最高の意見といふものを法務省としてもやっぱり尊重してやらねといふかと思ひます。一種の技術的に言へば訴訟指揮上のことですからね。その点の疑いを立法化していこうといふんですから、訴訟指揮の責任者の意見をやっぱり尊重していかなきゃ。それは、検事のほうも反対、こっちも反対といふなら、それは何だかね。三人のうち二人までよろしいと、こう言つておるものを、多少自分のほうに不便になるからと、そういうことだけでいつまでもがなんばつておるというの、私はよくないと思ひます。これはひとつさかのぼつて研究してください。幸い、いま刑事局長から御説明のあつたような最高の決定が具体的事件に出てきておるんだから、おそろこの決定は、各種の裁判所は非常に助かるから、どんどん使われていくと思ひます。そんなものをどんどん使われてから、そうしてじゃあ立法いたしましよ、じゃ、それはだめですわ、そんなことじゃ。率先していく、いいと思ひます。それは、第一、日本

めつたにおりやせぬです。検事は捜査の段階では厳密にやりなさい、それは。しかし、全部捜査終つたとなれば、あとは被告人に有利なことも不利なことも一切裁判所にまかしましよ。したがつて、いわんや有利な証拠を隠しておくなんて、そんなことは絶対いかにぬです。公益の代表者として許されぬことです。あとは、被告人に不利なことを法廷に持ち出すのがすなわち真実の追求だと思つておるんです。そうじゃないです。有利も不利も全部出して、そうして判断を求め。それじゃなにかぬです。その態度で割り切れば、こんなことは簡単なことなんです。戦前だつてやつてきたんですよ、あの反動的な。ほかの、詐欺や、どろぼうや、強姦や、強盗や、そんな事件はみんな見せてくれる。いまでもやつておるんですよ。だから、これは筋が通りませんから、ぜひひとつあなたのほうから、地裁の負担軽減に關連して、こういう意見がききよう出ていたといふことで、これはひとつ研究してください。してくれませんか。

○政府委員(影山勇君) ただいま申し上げましたように、ひとつ所管の部局にきよりの御議論の模倣を伝えることにいたします。

○亀田得治君 こういうわけで、刑事関係見ますと、地裁のほうには、裁判官の増員とともに、また一つ負担を軽くできるという道もある。一方、簡裁のほうはですね、逮捕状等令状等についてはもつと時間をかけてもらわなければいけません。これはわれわれも思つておるんです。さつきのお答えを聞いて、なお一そうその感を強くしている。この点を一つ特に申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、簡裁の裁判官の問題ですが、これはさきわめて実際の仕事の担当者ですから重要な問題です。設立当時、木村司法大臣が提案理由説明の中で、これは一般に知られておることで、ひとつ問題をばつきりさせていくために会議録を読みますが、特に簡易裁判所判事につきましては、いわゆる法曹の経歴のない者でも、選

考委員会の選考を経まして、これに任命し得る道を開きまして、広く人格識見のすぐれた徳望のある人を、簡易裁判所の裁判官に迎えて、これによって、この制度の妙味を一層發揮することを期待いたしておる次第であります」と、この考えは裁判所側としては現在もそのとおりお考えになつてゐるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私どもは、現在としてもそのように考えておるわけでございます。

○龜田得治君 そこで、現在の簡裁の裁判官の内訳ですね、それはどういふふうになつていますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 内訳という御趣旨は、いまのお話との関連でございませう。いゝゆる選考任用の者がどのくらいいるかということでございますが、この点は、先般申し上げましたとおり、大体五三%、約三百九十名くらいでございまして、そのさらに内訳というお話でいいますと、このうちが、これは内訳という意味でございまして、いづれにしても、裁判所法の規定による選考を受けて任用されておるものでございまして。ただ、その前歴ということと理解いたして御説明申し上げます、裁判所の書記官等をやつておりました者が約三百二十名、それから家庭裁判所の調査官等から参りました者が約十名、それから行政官その他民間等から来たものが約六十名と、ごく大まかに分けて、そういうことになつておるわけでございます。

○龜田得治君 裁判所側としては、簡裁の裁判官について、いゝゆる有資格者、選考任用者、これはどつちに重点を置いていくんですか、今後。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 裁判所法は、簡易裁判所の裁判官としてどちらが原則であるというところに規定上はいたしてないやうに存じます。ただ、先般龜田委員からお話のございました臨時司法制度調査会の意見書におきましても、できる限り法曹有資格者を充てるような提案がされておるわけでございます。一般に弁護士会

等で法曹有資格者をできる限り充てるやうにという御意見がございしますので、そういう点は私どもとしても十分念頭に置いて考えていかなければならぬと、かように考えておるわけでございます。ただ同時に、いゝゆる特任判事と申しますか、特別の選考の判事につきましても、この素質を改善するということはやはり同時にきつめて必要なこととございしますので、その面につきましてもあわせて努力してまいらなければならぬ、こういうふうな現在のところ考えておるわけでございます。

法曹有資格者で埋められますれば、それはもとよりそれが望ましいこととございませうけれども、しかし、現状において特別選考による判事というものもまた同時に存在する、その素質を向上していくということもきつめて必要なことである、こういう考えでおる次第でございます。

○龜田得治君 だから、お話を聞いてみると、重点がどこにあるかわからぬわけですね。臨司なりあるいは一般に、法曹有資格者に重点を置かれるやうな発言もありますが、どうも私、その辺に疑問があると思つてゐるんです。法曹有資格者でない者が扱ふやうな仕事というものを簡裁に実は期待しておるわけですね、実際は。だから、まあ法曹有資格者を持つてきておいたら間違いないだろうというふうな考えがちよつとおかしいんです。だから、法曹有資格者でなければ困るやうな仕事を簡裁に持つていくべきじゃないんです。ほんとうはこの趣旨からいつたら、ある程度法律知識もあり、しかしまた一般的な、社会的な常識、そういうことで割つ切つていくというものは、一方では法曹有資格者が不足しておるわけでしょう。だから、それはなるべくやはり地裁で働いてもらひ、両方一ぺんに充実するといつたつて、實際問題として無理ですよ。だから、この辺が、私は、弁護士会がおつしやつておる、また皆さん自身も、そう言つておるなら間違いないだろうと、そういうやうに調子合せておつしやつておられますけれども、私はちよつと疑問を持つておる。それは、有資格者が余つておるんなら、それは半々

ぐらゐに簡裁に置いておく。法律に關係した問題もあるから、特に令状問題などは非常に大事ですね。一般にあまり議論されておりませんけれども、今度民事、民事ということをやつておるんだけれども、簡裁という場合には、その人が刑事もやるんですから、これは無視できないわけですよ。したがつて、法曹有資格者の必要性は私はもちろん認めてゐるんですよ。認めてゐるんだが、一般におつしやるやうに、そつちをふやすんだと、それだけではちよつとおかしいと思つてゐるんです。だから、むしろそういう方があれば、地裁のほうに一人でも、場合によつて若干定年延ばしてでも臨時的に、そして地裁のほうを充実してもらふ、そういうふうな考えるべきである。そのかわり簡裁には、たくさん仕事をもち込むということにせよ、たゞし令状問題なり、そういうこととせよ、これはなかなか法律家として訓練も必要ですから、そういう点の訓練は十分やつてもらふ。採用後において、これは人格・徳望だけじゃ間違ひ起りますよ。十分やつてもらふというやうなことであるべきじゃないかと思つてゐるがね。衆議院でも附帯決議がついていますが、私はそれ自身にちよつと疑問を持つておるんですがね。小型地裁化しようというのであれば、法曹有資格者で埋めろ、当然こうなるべきですよ。それはちよつとおかしい。しかも、その点に表面上は最高裁も同調されておるわけですよ。どうもその点は私疑問を持つておるんですが、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私、先ほど申し上げましたやうに、裁判所は法曹有資格者といゝゆる特別任用の裁判官とどちらが原則であるというところには規定上はいたしておらないと考へておるわけでございます。ただまあ、従来から法曹有資格者をできる限り任用するやうにと、いゝ各方面の御意見があるわけでございますし、そのこと自体はやはりちよつとなことであると思つてございまして。これは事件の種類がいろいろございまして、とにかくいゝしくも法曹資格を

有する者が処理するのに適しない事件というものがあるはずのものはないという考えでございまして、そういう意味で、法曹有資格者を排除するものでないことは当然のこととございまして、いま龜田委員の御指摘の趣旨も、そういう趣旨でないといふふうに理解したわけでございますが、結局、私どもが法曹有資格者と申しますのも、たとえば裁判官として十年、十五年という、いわば働き盛りの裁判官が簡裁で仕事をすること、これは、これはまあ實際問題としてきつめておつた例であらうと思ひます。乙号支部等において、兼務をやつておる場合には、そういう事例もないでございませうけれども、一般的には、そういういゝわば法曹有資格者で、しかも働き盛りの者が、簡易裁判所でやつてゐるという事例は、きつめて少ないといふふうに申し上げられるかと思ひます。やつぱり中心をなしますものは、まず定年退官後の裁判官、すなわち六十五歳から七十歳までの法曹有資格者でございまして、これは地方裁判所、高等裁判所では働けないわけでございますが、まあそのちの給源としては役に立たないわけです、役に立たないという表現は非常に問題でございますが、とにかくそちらの給源にはならないわけです、もつぱら簡易裁判所でやつてもらふ。これはやはり非常に意味があることであると思ひます。

それから、五年未満の判事補、三年から五年までの判事補がございまして。地方裁判所が非常に負担が重いといふふうに申しましたも、いゝゆる左陪席の裁判官、すなわち単独で裁判のできない裁判官は、地方裁判所、家庭裁判所等においても比較的負担が軽いわけでございますから、こういう法曹有資格者は、これは簡易裁判所で働いてもらふという面がかなりあらうと思ひます。もつとも、この方たちは比較的若い人でございまして、まあ先ほど龜田委員の御指摘のやうな趣旨からいゝますと、どちらかといへば、法律家としては非常にすぐれておつても、年功といひますか、それはあ

うふうにこれを見て感じておるわけですが、そういうことが必要なんですね。だから、いたずらに法曹有資格者というのを簡裁でたくさん採ることがすなわち簡裁の前進ということには必ずしもならない。全部は排除はできませんよ。それは法曹資格もあり人格見てもすぐれておる、それにこうしたことはないですよ。それは地裁だって最高裁だってみんな根本的にはそうなければならぬのだから、地裁が苦勞しておるのだから、だからそっちをまず優先的に考えて、そうして簡裁のほうには、要所要所に置いて、あとは特任の方——選比方が問題ですよ、選比方が。ある人は、あれを使つて司法行政の締めつけをやりはせぬとかか、そんな疑いの持たれるようなことをしちやいかぬ。これは厳正に、したがつてまた、部内だけじゃなしに、部外においてもりっぱな人が集まつてくるような、そういう法曹をやつぱり考え、そういう人がそろつてくると、簡裁が急に生き生きしてくるわけですよ。ちやうどさつき調停の問題について、民事局長が調停問題自身について根本的な検討をおやりになっているということ、これは私は簡裁の一つの部門として非常に大事なことだとおもう。しかし、その際にもおっしゃったのだけれど、委員自体の選任のしかた、これは非常に大事ですよ、もめごとですからね。担当する人によつて、それは非常に違つてくるわけですね。これを理想的な形で制度化するというのは、なかなか苦勞が要ると思います、こんな大体忙しい世の中に。しかし、調停の面をそういうことをおやりになっているということは、これは即簡裁全部に

ついで私は言えると思うのです。そういう気持ちで、私の簡裁がつくられたときの特任簡裁判事というものの性格を当事提案者は考えておったと思うのです。それが必ずしも私は生かされておらず、現状ではまだまだ。そういうや

うに思いますか、だから提案された当初のようにに思いますか、だから提案された当初のようにに

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 基本的には、私どもも亀田委員のお話しになりましたこととそう違つたことを考えておるわけではないように伺つた次第でございます。簡易裁判所は簡易裁判所にふさわしいあり方をしなければなりませんし、それにはまたそれにふさわしい裁判官を任用しなければならぬという限りにおきまして、少しも異論のないところでございます。昨日来、木村司法大臣の提案理由のお話がたびたび出てまいつておりますけれども、私ども少額軽微の事件を扱うという簡易裁判所の性格というものは今回の提案によつても少しも変わるものでないと思っておりますし、それは法務省の提案理由では経済事情の変動という面から説明されておりますけれども、そしてまたそのとおりでございますけれども、一面いま亀田委員のお話しのような面から見ますと、先般日弁連で御調査になりました資料等によりまして、弁護士さんがおつきになつて事件おやりになる場合の訴訟物の価額の一つの基準としては、大体二十五万円から三十五万円程度の事件より上の事件でないといろいろな面で弁護士訴訟としてはペイしない面があるように伺つておるわけでございまして、そうしますと、その中をとりますれば三十万くらいのところが一つの本人訴訟と弁護士訴訟との境界線というやうなものと見得るわけでございます。むろん少額でも、非常に重要であり、ぜひ弁護士がおつきになつておやりにならないければならない事件がありますとともに、高額でもごく簡単な事件もありますから、一がいには申し上げられませんが、費用そのものの面からいくとそういうことも一つの資料に出ておるわけで、本人がみずから訴えを起こしているやうやつていくという面からは、一つのメルクマールとしては三十万というものが出てまいる。それに関連してのいろいろ訴訟手続の面での問題もございました。昨日来もいろいろお話がございました。あるいはまだこれからのいろいろお尋ねがあるのかも存じますが、そういう点、実は私どもも、今回の衆議院、参議院の御審議を通じま

して、いろいろまた反省する面もあったわけですが、これは十分そういうものの活用についても考えてまいりたい。むしろそういう点につきましては、弁護士会等ともやはりよく御相談申し上げる必要があらうと考えるわけでございます。特任簡判の素質等について御批判を受けます場合、判決書が理由が非常に簡単でよくわからぬという御指摘を受けたこともございませぬけれども、こういうものはいわば民訴の特別規定を適用したものもあると思うわけで、そういう御指摘を受けないためには、やはり全体的な手続にある意味で簡易化するという方向に持っていくということの上での判決の簡易化という意味では御理解をいただけたのではないかと存じます。そして、そういう点は今後とも弁護士会とお話し合いをしなが、簡易裁判所の手続がふさわしい形で行なわれるようにということについての施策を考えてまいりたいと、ごく大まかな意味においてさように考えておるわけでございます。

○龜田得治君　局長はいろいろなことをうまく並べられますが、「自由」と正義」十六卷十号に「簡易裁判所の実態」、こういうのが載りましたね、これはごらんになりましたか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　拝見しております。

○龜田得治君　あそこいろいろなことが具体例として書かれておるわけですが、要するに、私は訴訟というふうな本来あまり適しない仕事をさせせておるところに相当理由があるように思うのです。そりいうように感じませんか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)　これは昨日もちょっと申し上げたかと存じますが、木村司法大臣の提案のとき以来、簡易裁判所では訴訟というものをやるという前提でまいておるわけでございます。立案の過程において、いわゆる訴訟のような形の訴訟はやらないという案もあったようではございますが、でき上りました法案としては、訴訟をやるという前提で、しかも金額的に区別裁判所の二千元を五千元に引き上げる。ハレ

の評価に別でございしますが、ともかくも訴訟をやるという前提で法律ができておるので、訴訟をやるらないという前提で簡易裁判所を考えるわけにはまいらない、かように考えるわけでございします。

○亀田得治君 私は何も、訴訟を全然ストツブと、そんなことを言っているのじゃないのですよ。それは例外的なきわめて簡易なもの、いわゆる普通訴訟というふうな範疇には入らぬようななきわめて簡単なものということで発足したことは、これは間違いないわけです。それはあなたのほうは、三十万円まではその範疇に入っているのだ、こういうふうに言われるのでしようが、そこが問題なんです。いままた、あなたは何か区裁判所の二千元というふうなものを出されますけれども、だからその辺をもう少し割り切って考えなければいかぬのですよ。何とかして理屈をつけて、簡裁のほうに少し事件を持っていこうという気持ちがあるのですね。それがちよいちよいあらわれる。そういうことは捨てなければいかぬ。簡裁は簡裁らしくいこう、結果がどういう数字になろうと、そんなことはその数字に対してはそれぞれに対応していこう、そうでなければいかぬのでして、ちよっとあなたおっしゃったから指摘しておきますがね。

この資料は全部拝見しましたよ。おのおの立場を大いに強調しておられる。これはけっこうなことです。しかし、どうもこの中で私に落ちないのが一つあります。これは話が出たついでにちよっと申し上げておこうと思うのです。これは日弁連の調整案についての反論ですね、あなたのほうの。これの一〇ページから一一ページにこういうことが書いてある。同時に、その委員会において、奥野政府委員は、現在の区裁判所におきましては、民事事件につきましては二千元以下の事件しか取扱っておりません。貨幣価値の関係もありますことを考慮いたしましたして、簡易裁判所では民事事件については五千元を超えない請求を取扱うことにいたしましたので、民事事件につきましては今の区裁判所よりも権限が相当広いように考え

ております」と答弁しているのであつて、すくなくとも、簡易裁判所における民事訴訟事件の訴訟物の価額の上限に関する限り、裁判所法の立案当局は、簡易裁判所の権限を区裁判所の権限より縮小する意図を有していなかったことが推認されるのである。」、私これを読んで、ずいぶん無理な理論構成をされるものだというふうに感じましたですよ。それから、この反論に対する反論がまた弁護士会から出ておりますね。これは当然だれでも反論したくなりますよ。これを見ますと、「前記奥野政府委員の答弁は、磯田委員の、簡裁の民事・刑事の管轄を、原案よりも拡げるべきではないかと趣旨の質問に対し、これを封ずるための答弁と認めないことはないし、当時の裁判所法の立案当局の意図については、それまでの、司法法制審議会、枢密院、および議会の全議事を総合的に検討する必要がある、局部的な議論によっておしはかるのは危険である。区裁判所の民事の管轄の上限を二千円としたのは、昭和十八年であり、それがそのまま戦後にもちこされたのであつて、昭和二十二年当時のインフレーションの進行のばげしい状況の下で、簡裁の民事の管轄の上限が当初二千円以下とされていたものが、五千円以下となつたという経過があることを見逃してはならない。」云々というふうに反論しておりますが、私は、もうともかくお互い専門家同士が議論をやるのに、あんまり無理なことを引き出してきてはいかぬと思つてゐるんですね、無理なことを。昭和十八年、そして二十二年と、これはもうえらいインフレで、みんなたいへんな苦労したわけでしょう。それは貨幣価値が全然違うわけですね。決してそんな、あなた、立案者が区裁判所以上の権限を簡易裁判所に与えようなんて、そんなことは夢にも考えていません、夢にも。それを、ただ数字を二つ、インフレーションということを無視して、そうしてこういう理論構成をやつて、何とか簡裁というものを区裁判所の延長のような印象を与えようというような、そういう無理なことをやつちゃ、私はいかにぬと思つてますよ。それはやつぱり事実と事実と

の評価に別でございしますが、ともかくも訴訟をやるという前提で法律ができておるので、訴訟をやるらないという前提で簡易裁判所を考えるわけにはまいらない、かように考えるわけでございします。

○亀田得治君 私は何も、訴訟を全然ストツブと、そんなことを言っているのじゃないのですよ。それは例外的なきわめて簡易なもの、いわゆる普通訴訟というふうな範疇には入らぬようななきわめて簡単なものということで発足したことは、これは間違いないわけです。それはあなたのほうは、三十万円まではその範疇に入っているのだ、こういうふうに言われるのでしようが、そこが問題なんです。いままた、あなたは何か区裁判所の二千元というふうなものを出されますけれども、だからその辺をもう少し割り切って考えなければいかぬのですよ。何とかして理屈をつけて、簡裁のほうに少し事件を持っていこうという気持ちがあるのですね。それがちよいちよいあらわれる。そういうことは捨てなければいかぬ。簡裁は簡裁らしくいこう、結果がどういう数字になろうと、そんなことはその数字に対してはそれぞれに対応していこう、そうでなければいかぬのでして、ちよつとあなたおっしゃったから指摘しておきますがね。

この資料は全部拝見しましたよ。おのおの立場を大いに強調しておられる。これはけっこうなことです。しかし、どうもこの中で私に落ちないのが一つあります。これは話が出たついでにちよつと申し上げておこうと思うのです。これは日弁連の調整案についての反論ですね、あなたのほうの。これの一〇ページから一一ページにこういうことが書いてある。同時に、その委員会において、奥野政府委員は、現在の区裁判所におきましては、民事事件につきましては二千元以下の事件しか取扱っておりません。貨幣価値の関係もありますことを考慮いたしましたして、簡易裁判所では民事事件については五千元を超えない請求を取扱うことにいたしましたので、民事事件につきましては今の区裁判所よりも権限が相当広いように考え

ております」と答弁しているのであつて、すくなくとも、簡易裁判所における民事訴訟事件の訴訟物の価額の上限に関する限り、裁判所法の立案当局は、簡易裁判所の権限を区裁判所の権限より縮小する意図を有していなかったことが推認されるのである。」、私これを読んで、ずいぶん無理な理論構成をされるものだというふうに感じましたですよ。それから、この反論に対する反論がまた弁護士会から出ておりますね。これは当然だれでも反論したくなりますよ。これを見ますと、「前記奥野政府委員の答弁は、磯田委員の、簡裁の民事・刑事の管轄を、原案よりも拡げるべきではないかと趣旨の質問に対し、これを封ずるための答弁と認めないことはないし、当時の裁判所法の立案当局の意図については、それまでの、司法法制審議会、枢密院、および議会の全議事を総合的に検討する必要がある、局部的な議論によっておしはかるのは危険である。区裁判所の民事の管轄の上限を二千円としたのは、昭和十八年であり、それがそのまま戦後にもちこされたのであつて、昭和二十二年当時のインフレーションの進行のばげしい状況の下で、簡裁の民事の管轄の上限が当初二千円以下とされていたものが、五千円以下となつたという経過があることを見逃してはならない。」云々というふうに反論しておりますが、私は、もうともかくお互い専門家同士が議論をやるのに、あんまり無理なことを引き出してきてはいかぬと思つてゐるんですね、無理なことを。昭和十八年、そして二十二年と、これはもうえらいインフレで、みんなたいへんな苦労したわけでしょう。それは貨幣価値が全然違うわけですね。決してそんな、あなただ、立案者が区裁判所以上の権限を簡易裁判所に与えようなんて、そんなことは夢にも考えていません、夢にも。それを、ただ数字を二つ、インフレーションということを無視して、そうしてこういう理論構成をやつて、何とか簡裁というものを区裁判所の延長のような印象を与えようというような、そういう無理なことをやつちゃ、私はいかにぬと思つてますよ。それはやつぱり事実は事実と

して、お互いなおに認め合つていきませんとね。だから、こういう理論構成をやるから、それに対する反発だって、やっぱり多少感情的にもなってくるだろうし、要らぬことですね、要らぬことです。第一、きのうも問題になった、あなたあのほうの解説自身ともこれは矛盾するじゃないですか、こんなことをやるのは。あなたあのほうの解説の中じゃ、わざわざイギリスやアメリカの例を引いて、「アメリカの少額裁判所やイギリスの治安裁判官等にならって、少額の民事事件またはいわゆる違警罪その他の比較的軽微な犯罪に関する刑事事件を、簡易な手続で迅速に処理させるため設けられたものである。」、そうして、戦前の区裁判所というものは地方裁判所に引き継がれておるのである、そういうようなことが書いてある。そういうことをしておつて、ただ二と五の違いをいまま言つたような論理構成に使うというのには、私ははなはだ——この資料全体、言いたいこといろいろありますが、これだけは私も見ておつてかちつきましたよ、これは。だから、こんなことは以後言わぬようにしてほしいですな。最高裁の権威に關しますね、それは。どうなんですかね。

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) この点は、弁護士会とも、連絡協議の際に、いろいろ話に出た点でございます。文章になりますところ、いうことになりましたために、亀田委員がちゃんと書かれました、非常に恐縮したわけでございますが、私もこれを、何と申しますか、非常に強い意味で主張したことはございません。衆議院の議事録をごらんいただいてもけっこうでございますし、また先ほども、その評価の点はともかくとしてというふうに申したわけでございます。ただ、要するに、そういう政府委員の説明も一つあるというところを指摘したわけでございます。同時に、私も私として、少額軽微という点、これはまあだれも異論のないところでございますが、少額の度合いということが結局問題でございます。その少額の度合いについて、一体立案者がどう考えておつたのか。つまり、二千元とい

るものに対して、インフレの進行過程でこれをどう評価していったのかということ、この弁護士会の御指摘を待つまでもなく、枢密院の議事録及び司法省の議事録、その他審議会の資料等、しさいに点検してみても、出ていないわけでございます。出ております最初のところは、最初は二千元という案でございますから、これは枢密院では、区裁判所の管轄と同様にしたと、こういう司法次官の答弁になっておるわけでございます。その点で、これは、つまりインフレでどのくらいあれしたから、ちやうど二千元にしておけばまあ区裁判所との関係でよいかげんになるのだというような説明がどこかにありますと、その区裁判所より大体どのくらい金額を下げようと考えておつたのか、あるいは上げようと考えておつたのかという——おしかりを受けるかもしれないんですが、ともかく、どう扱おうと考えておつたのかということ、その端緒がつかめるわけでございますが、資料をいさいに点検してみても、そういうようなところには触れません。枢密院で司法次官が区裁判所の管轄と同様にしたと書いておるものと、その後、枢密院で修正されて五千元になりました、その五千元というものをどうして選んだかというところが、また結局資料がございまして、結局この奥野政府委員の答弁になっておるわけでございます。しかし、奥野政府委員の答弁は、この質問に対するものであつて、それをそのまままっ正直に受け取るというわけにいかないというところも十分、解しておるわけでございますが、それからその二千元よりも非常に狭くしようとしたというふうな弁護士会の御主張をこの資料によつて裏づけることができるか、それはやはり無理であらうというところで、結局ここはきめ手になるはずの資料がない。一つの資料としては、枢密院のこの資料と、国会のこの資料がある、こういうことの意味で指摘しておるつもりでございます。まして、まあ亀田委員のお話の点は、私も十分理解しておるつもりでございます。そういう前提でございますが、しかしまあ、私も私として

も、そういうような気持ちでこれまでいろいろな申し上げてまいつた次第でございます。

○亀田得治君 まあ論争のためには、何でも手がかりがあれば利用するというようなことは、これは必要ないです。また、ほかの場所における論争なら、多少戦術的にも考えなきゃならぬ場合もあるだろうけれども、それならば、あなた、簡易裁判所の権限が民事に關しては区裁判所の権限よりも広くなったのだと、そんなばかなことを言つちゃ、それは全然、ほかの資料までこれは値打ちが薄れてきますよ、それは実態をだれだつてみんな頭に置いて議論しているわけですね。敗戦直後にしてどんな経済状態になったか、そんなことみんなあなた知り尽くしていることです。だから、これはまあ、あなたはさっき二千元問題出されたものだから、私もゆべ見て、その点感しておつたものだから、ちよつと指摘しただけですが。まあお互いにフェアに行こうじゃないですか。無理なことを言つと、どうもそのために時間がかかってしまふ。

あとまだ三、四十分ありますから若干お聞きしますが、たびたび皆さんのほうからもお答えのあつたことですが、いわゆるこの簡易の民事の訴えについての簡易な手続ですね、これがまあやられておらない。今後はどうするつもりですか。

○最高裁判所長官代理人(矢口洪一君) 簡易の簡易な手続というところについて法律の規定がございまして、それを十分に運用していない、運用されていないというところは、御指摘のとおりでございます。まして、私もいろいろの機会に御説明を申し上げておるところでございます。で、今後の問題でございますが、その運用されてないというところの、まあどうしてそういうふうな運用できなかったかということも関連いたしまして、やはり考えなければいけない問題であると私も考え、おるわけでございます。で、これは亀田委員も御承知のことだと存じますが、たとえば口頭受理というこの問題にいたしまして、実は簡易裁判所において初めてこういう制度ができたわけ

ではないわけでございます。また比較をいたしますとおしかりを受けるかも知れませんが、区裁判所の当時においても実はそういうような規定があつたわけでございます。にもかかわらず、区裁判所が通過してこれの具体的な運用がなかなかできなかったというところは、やはり衆議院でもお尋ねがあつたところでございます。私が、私どものほうのいろいろの理由もございまして、一般の国民に対する関係において、どうしても相談的なものが入つてござらないであつて、そういう相談的なものが入つてまいりまして、裁判の公平、公正という観点から批判を受けなければならぬ。それをどのようにしてマツチさせていくかというのを現段階において非常に苦慮した結果、それが十分に運用できないというような結果に立ち至つておるものと、このように考えておるわけでございます。といったしますと、裁判の公平、公正ということを書さないうものがあるならば、私も口頭受付の制度というものを伸ばしていくということについては異論がないわけでございます。また実際にやれるわけでございます。それならば、どのような場合にやるかというところになるわけでございますが、いろいろ論文等でも指摘されておりますように、ただ口頭だけで受け付けるというふうなやり方はどうであらうかと思われ、一定の書式をつくつていく——ちやうど戸籍の届け出でございますとか、住民登録の届け出でございますとか、そういう場合のように、あらかじめ決められた書式を利用いたしまして、同様の目的を達し得るものではないかというふうな考えをおるわけでございます。ただこの場合には、どのような事件でもそうしていいというところではございません。で、まあ金銭関係の訴訟のように非常に単純なもので、それからまた不法行為、自動車事故等の損害賠償のように、だれが書いてもそうとしかならないようなもの、そういうものについては、備えつけ

用紙による書類書き込み方式——これは訴訟定型化方式と申しますか、そういったものを採用することによって先ほど来申し上げております欠点を除く、しかも弁論主義と説明権の限界との調和を求めることができるのではないだろうか、このように考えておるわけでございます。

〔理事山田徹一君退席、委員長着席〕

また、簡易の呼び出しの方式でございますとか、判決の簡略化の問題でございますとか、こういっ
たものは裁判所自体の問題でございますので、現
在でも前者については事件に応じて十分に実行い
たしております。ただ判決の簡略化の問題は、これ

は先ほど総務局長も申し上げましたが、簡易裁判所の判決がどうも理由が必ずしも十分ではないというふうな御指摘もあることも関連いたしました。これまで私ども必ずしもその方向で推進するということをしてこなかったのですが、一連の問題といたしまして十分にこれらの件も考慮し、そういう理由がはつきりしないというふうな批判を受けない種類の進行をなしておる事件につきましては大幅に取り入れていきたい。で、書面尋問——証人とか鑑定人を書面によって尋問するということも規定もございしますけれども、これは反対尋問の機会を奪うという大きな問題がございしますので、直ちに取り入れていくことは困難でございますけれども、その精神を生かしまして、少なくとも主尋問は書面によって済ませる、反対尋問があるならばその場で反対尋問を行なうといったような方式をとることも可能ではないだろうかというふうなことを考えておるわけでございします。それから、これは要するに、これまで私ども特別の運用ということにつきましては正直申し上げまして必ずしも積極的ではなかったわけでございますが、いろいろの御指摘もございましたので、今後の問題といたしましては、先ほど申し上げました裁判の公正というようにことを疑われないう限度におきまして、できるだけこういって諸種の簡易な制度の運用ということについては実行い

たしていきたい、このように考えておる次第でございます。

○亀田徳治君 簡易裁判所では、いわゆる法律相談的なことですね、こういう相談には応じておるんですか。つまり、外部の人から見ると、裁判所となつておれば、そこへ入つていつて聞いてみたというふうに考える人もたくさんあるんですね。そういう場合には、相談に応じておるのか、応じていないのか。家庭裁判所の場合はやっていますね。記録にも載つておる、統計的に。民事の場合には、その点は法律上明確にはしてないわけですが、実際はどういうふうになっているんですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 民事事件

におきましては、調停の場合と訴訟の場合とでは、やや趣を異にいたしております。調停の場合は、どうしたらいいでしょうかと出てきます。と自体が、すでにある意味では紛争があつて、その紛争を調停によつて解決してほしいという申し立てとも見られるわけでございますので、比較的に軽い気持ちでそれに応じて、その場合にはこういうふうになさつたらいかですか、調停の申し立てをなさないということで指導をいたしておる。現に、ある地方の管内等におきましては、調停申し立ての定型用紙をつくりまして、そういうことならばこの用紙にお書き込みなさいということとで、即座に調停の申し立てを受け付けてやるということ、というふうにいたしております。これは具体的に、京都地方裁判所等の管内に非常にそれを励行しておりますし、東京地方裁判所の管内におきまして、用紙を配つて、そういう申し立てのあつた場合には利用させるという扱いをいたしておるわけでございます。しかし、訴訟ということになりますと、これは先ほども申し上げましたように相手方のある問題でございますし、また訴訟の請求かなりむずかしい問題でもあり、またそれが裁判の結果にも必ずしも重要な影響を持たないわけではないという問題でございますので、正直申し上げ

げて、窓口といたしましてはそれに対して憶病な態度をとっておるといふのが現状でございます。

しかし、具体的には、地方の独立簡裁等におきまして、本人の方が見えて、これは調停である、これは訴訟であるというふうに一々分けて言つてこられるほどの法律上の知識もない方がたくさんございますので、結果といたしましては、かなり相談に応じ、またその相談のためにかなりの時間をとられているというのが実情でございます。しかし、その点について、家庭裁判所のように非訟事件ではございません関係もございまして、特に相談ということを明記し、あるいは相談何件あったというふうな統計資料をとるというようなことは、いたしていないのが実情でございます。

ていけるように、そういうふうにするれば簡裁としても助かるし、また関係者としてもかえつてそののけがさっぱりしていいわけです。控訴までしななければならぬという、多少それは複雑な事情があるのではありませんか——簡裁の判決に対して控訴ということは、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君) 確かに、簡易裁判所の制度が考えられます最初の段階において、いま御指摘の兼子教授からそのような御提案があったということは、私ども当時の記録で拝見しておるわけでございます。ただ、この考え方は、相当早い段階においていわば捨てられてしまったもののようにございまして、当時の裁判所

○龜田得治君　そういややはり統計はとっておつたほうがいいんじゃないですか。それは簡裁というものは、少額輕微な問題について、いろいろな面で周囲の人との接觸があつたほうがいいのですし、最高裁としても、重要なやはり参考資料になつていくと思うのです。

○最高裁判所長官代理者(矢口洪一君)　実は、いろいろの御質問あるいはお話等がございまして、そういうしたことと必要性ということも、私も痛切に感じておりますので、この機会に、相談というふうな一項目ができるかどうかは別といたしまして、何らかの形で相談的なものを把握できるように方法を講じていきたい、その点については、前向きに考えてみたいと考えておるわけでございます。

法の審議の最終段階における要綱案といったよりなものには、もはやそのような構想はございませんで、原則としては、すでに存在いたします民事訴訟法の手続によつてやる。ただ特則として、先ほどちよつと申し上げましたが、口頭受理の制度でございしますとか、簡易の呼び出しの制度でございしますとか、調書を簡略化していく制度でございしますとか、判決を簡略化する制度でございしますとか、そういうった区裁判所にも一部ございましたものを取り入れ、さらにまた新たなものとして、簡易の呼び出し、あるいは調書の簡略化といったよりな制度を加えることによつて、簡略にする道も開いていくこととさめられて、それが成文化されたというふうに承知をしているわけでございします。

○龜田得治君　それで、簡裁の簡易手続に關連して、兼子さんが、簡裁の判決に対する控訴——程で、兼子さんが、簡裁の判決に対する控訴——地方裁判所、これは統審制をやめて覆審制にしたかどうか、こういう提案をやっております。私はこれは非常にいい提案じゃないかと思うのですが、簡裁自体を、簡裁の簡易手続を實行する上において、どうしても現在のような統審制であれば、やはり控訴されたときのことを念願に置いてやりますから、それも判り切つてしまつて、ともか

で、一番問題になりますのは、やはり何と申しまして、民訴の原則をとりまして、一番から二審に行くのに継続審の形をとったということでございます。継続審の形をとってしまいますと、これまでの手続がどうであつたか、簡易裁判所における手続がどのようにして進行し、そこにおける証人はどのようなことを述べたかということが、控訴審におきまして、何らかの形で、資料の形で残されておりませんと、審理ができないということになってしまいますと、このことのありますために、

せつかく定めました簡易の手続というものが非常に
にとりにくいという現状に相なっているの
でございす。これが、当初兼子教授が考えられ
ましたような覆審という制度をとりまして、一審
は一審限りにしてしまつて、それに不服があつて
控訴された場合には、あらためて最初からみなや
りなおしていくというふうなことでございす
と、一審の手続としてはどのような自由奔放な手
続をとりましてもまあやっているとすることに
相なるわけですが、私も、その当時、
どういふ議論があつて、覆審の構想が捨てられ
、継続審の現訴訟法の規定をそのまま適用する
ということに相なつたかは、つまびらかにはいた
しませんけれども、やはりそうなつてしまつてお
ります以上は、なかなかそういう継続審の形にお
いての簡易な特則を用いるということに限界があ
るということと相なるわけでありまして、それ
が、先ほど申し上げました、この特則を非常に使
用しにくいという一つの法律的な大きな理
由でもあるわけでございます。

○龜田得治君 いや、その経過はそのとおりで
しょう。だから、そういう簡易な手続をせつかく
きめながら、それが利用できるににくいという、その
原因を排除したかどうか、制度の改革をやつて、
そのほうが簡易裁判所としては生きてくるわけ
です。だから、何も、当時提案があつて、それが早
い時期に捨てられた、そんな事情をせんさくする
必要はないですよ。現段階において、新しくやは
りそういう必要性というものが感ぜられるという
ことであれば、それは新しい立法問題として検討
して私はいふと思うのですよ。必要なことは何
でも新しく考へたらいふじゃないですか。何も臨司
のあれに書いてあることばかりやらぬだつて、い
いことは何でも考へたらいふですよ。これは事務
局長、どうですか。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) まあ一つ
の、これは新しい制度を考へるといふ点につい
て、その方向に向かつての努力をするということ
は必要だと思ひます。

○龜田得治君 法務省、どうですか。そのほう
が、簡易裁判所の手続を、思い切つて簡易手続活
用のために便利だということ、これはみな認め
ていると思ひます。

○政府委員(影山勇君) 昨日来、簡易裁判所の性
格の論議が続いたわけですが、そうして
將來もまた、この簡易裁判所をどういふふう
に持つていくかということは、やはり簡易裁判所の
みならず、その上級の裁判所の機構その他にも関
係する重要な問題だと思ひますので、根本的に簡
易裁判所の検討——性格、体制を考へます上に、
なお十分検討すべき問題だと思つております。

○龜田得治君 ともかく簡易裁判所の場合には事
件がきつめて簡単なんですから、簡単なんです
から、したがつて、控訴率もほんのわずかでしょ
う、地裁に比べて。控訴率も低いから、何か簡裁
の判事しつかりしているような議論も、どうかで
総務局長がやつておつたようですが、それはなら
ぬですよ。これは事件の質が違ふんだから。だか
ら、そういうものの何ですか、特殊なものだけが
上に行くんですから、これはもう切り離してしま
う、簡裁の審理と。そうすれば、自由に腕をふる
えるわけですよ。そして余つた時間をまた簡裁と
して必要な方面に時間を使つていく、こういうふ
うになつて、ともかく割り切つていかないといか
ぬですよ、ある程度。そういうわけで、ひとつこ
れは研究してください。

だいふ飛ばしましたが、職員の問題ですね、こ
れはどうしても触れておかなきゃならぬので触れ
ますが、現在独立簡裁で二人しか職員がおらぬと
いふのはどこでございすか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 簡易裁判
所の一般の職員の定員の配置につきましては、原
則的に所管の地方裁判所の権限というふうにして
おるわけですが、私も、私も、私も、私も、私も、
ように小さな裁判所でも最小限度三人は配置す
る、こういう方針で地方裁判所を指導しておるわ
けでございす。ただ、いろいろな關係で、一時
欠員その他の事情によつて二人という庁があるよ

うでございす、しかしながら、私も、私も、私も、
は、これはぜひ三人は置くようにと、こういう指
導をいたしておる次第でございす。

○龜田得治君 ともかくも、理屈はどうでもいい
んだ、二人というのとはどこでございす、いま。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 最高裁と
しては、二人というのとは承認してないわけ
でございす。

○龜田得治君 承認しないと云つたつて、現に二
人のところはどこでございすかといふ意味でし
よ。それが一人欠員なら欠員という意味でし
よ、あなたのおっしゃるのとは、その理由は別とし
て、そういうところが幾つあるのか、それを聞い
てゐるんです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは時
期によりまして違ひますので、一般的に申し上げ
られませんが、從來いろいろ国会で御質疑
があつたりして、調査いたしました、そのある時
点時点におけるものを見ますと、大体十五斤程
度はあるというものが從來の例になつておるわけ
でございす。ただ、私も、私も、私も、私も、私も、
そういふものはすみやかに埋めるようにといふこ
とを絶えず指導しておると、こういう關係でござ
いす。

○龜田得治君 人事局長のほうが詳しいのかもし
れませんが、やつぱそつちですか。三人のそこ
ろはどこでございすか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これも一
応の定員といふことでございす、三人は大体
九十といふことになつておるわけでござい
す。

○龜田得治君 定員じゃない、現員。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) いま申し
上げましたのから先ほどの二人斤引きました七十
五斤が大体三人斤といふことにならうかと思ひま
す。

○龜田得治君 そろはならぬでしょう。四人斤で
あつて一人欠けておるといふ場合が、現実には三
人斤になるでしょう。だから、いま現にどうい

ふうになつてゐるか、それを聞いてゐる。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 仰せのと
おり、四人斤でたまたま三人のところがあろうか
と思ひますから、その数は先ほどの数に加えなけ
ればならないのでございす。

○龜田得治君 引いたり足したりしてゐると、や
やこしいですね。三人しかおらぬのは幾つなん
です。定員とか、そんなことじゃなしに、引いたり
足したりして結局幾つあるんです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御承知の
とおり、裁判所法では簡易裁判所の職員の任免及
び勤務裁判所の指定は地方裁判所の権限というこ
とになつておりますので、これは本日現在で何斤
あるといふことを調査しようと思ひますれば、全
国の裁判所に照會いたしませんことにははつきり
いたさないわけ、ただ、龜田委員の趣旨が、大
数の的に見ていろいろお話と伺ひまして、從來いろ
いろ調査した機会を見ますと、大体二人斤は十五
斤くらいあつた場合が多いので、現在もそのくら
いあるのではなからうかといふふうに申し上げ
まして、それから三人斤は大体九十斤と、こうい
ふふうに申し上げたわけでございます。四人斤の欠
員はあまり從來調べたことがございせん、
で、手元にいま資料としては持つておらないわけ
でございす。あるいは、何かの關係で調査いた
しますれば、一定の時点のものがわかるかもしれ
ませんが、一応さうに御了承いただきたくと思
ひます。

○龜田得治君 そういふところで一番の悩みはど
ういふことですか。二人とか三人といふところの
職員の悩みといふものは、どういふふうに理解し
てゐますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) この辺に
なりますと、もう人事局長のほうがあつていい
かと思ひますが、私の承知いたしております範囲
では、やはり宿直の問題等がかなり問題であるよ
うに聞いておるわけでございます。

○龜田得治君 それは、皆さんちゃんと知つて
おつて放置しておくのはよくないですよ。二人斤

というようなことは酷です。一日おきに宿直しなければならぬ、それでは家庭生活も何も破壊されていきます。われわれみたいな者はいつどこへ泊まるかわからぬが、そういうわけにいかぬのですから、これは定員どおりきちんと置きます。第一、三人庁で一人欠けるいうたら三分の一欠けるんですよ。これは三百人の職員の中の百人欠けたとしたいへんでしょう。簡裁の場合は、あれもこれもやっているのですからね。私は、職員問題なり、いろいろ職員関係のことで問題たくさんあるのですがね。これが一番の悩みのようですから、これだけをいまわすかの時間しかないから申し上げておるの、そうして、こういう人たちが、いろいろな待遇の面、いろいろな面でやつぱり悪いようですよ。いろいろな消耗品でも、地裁のほうで残ったものを分けてもらうとか、足りぬようになつてもなかなか来ない、自分の小づかいで買。テレビとかラジオ、こういうものはもう必需品ですわね、現在では、そんなところにテレビ、最高裁で備えつけているところあります。これはたいいてい寄付を受けたら、自分から少しづつ貯金をしたりして備えつけたりしているのが多いように聞いておるのです、どうなんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) テレビの問題は、あるいはあとで経理局長からでも説明していただいてはと思いますが、先ほど二人庁、三人庁の宿直の問題を申しました関係がございまして、これもあるいは本来所管としては経理局長とも存じますが、ついとして私からちょっと補足的に説明させていただきたいと思ひます。

と申しますのは、確かに三人庁といふものは非常にいろいろな面で困る問題でございまして、これは事件数をいま一々ここで指摘いたしますと非常に時間がかかりますので省略いたしますけれども、訴訟はほとんど一年に十数件というような庁が大部分でございまして、その他の事件を含めまして三、四百件というところがあるが、多い。そういうような関係から、定員の配置でも

三人にせざるを得ない。それで、いま問題になりました宿直の点につきましては、これも一応の解決という点にすぎないかもしれませんが、これも、庶務課長の官舎のようなのを庁内に置くというふうな施策をやっております。すでに四十五年度の分を含めまして百庁ぐらいについてそういう方針で施策が進められておるわけにございまして、こうなりますれば比較的宿直の場合にも、庶務課長がその構内に住んでおるというふうなことで、いろいろな面で全然そうでない場合に比べてますとよほどその負担その他が緩和されるというふうなことになる、こう考えておるわけにござい

ます。将来の問題としてこの小さな簡易裁判所というものをどういうふうにしていくかという点とは、国会の御意見も伺ひ、また法曹各方面の御意見も伺ひ、あるいは現地の御意見も伺ひながら、やはり総合的に考えてまいらなければならぬ。事件のきわめて少ないところに五人、六人置くということも困難でございまして、そうかといつて、やはりそこに裁判所があるという点の意義はむしろあるわけで、その辺のところをどういうふうな方法でもって解決していくべきか、これは大きな問題として、十分御意見を伺ひながらやつてまいりたい、かように考える次第でござい

ます。○亀田得治君 訴訟事件のほかに、令状も扱っているわけですからね。だから、それが非常に離れた遠距離になつてしまふという点になると、不正規な身柄の拘束というところが事実上結果としてあらわれてくる場合もあるわけですね。だから、統合するにしても、民事事件の数だけでいいものじゃないわけですね。第一、こういう種類の役所ですから、お客さんが少ないから店しつてしまふというわけにはこれはいかぬわけでしょう。だから、その辺のところをよく検討してあげられませんか、いよいよ結論を出した、また反対されたというふうなことになる。だから、令状関係というものは一つの大きな要素だと思ひます。

それで、簡裁の方にはかく種類から見たらあらゆるものをやるわけだ。これはたいへん気をつかうと思うのです。毎日督促なら督促だけをやっていゝ大きな簡易裁判所の担当者などは、そういう意味では案外ですね。たまにばつぱんと来るような事件であっても、その関係者にとつては一生涯にべんしかな事件かもしれないから、間違ひないようにやらなければならぬ。そういう意味では、最高裁の裁判官よりも良心的に考えたら気が重くなる場合もあるんですよ。最高裁だったら、調査官がついていろいろ準備して、そして自分

はひとつづつくり考えていって判断していくという立場ですからね。そうじゃない、これは全部やらなければならぬ。だから、こういうところをないがしろにしてはこれはいかぬと思うのです。いろいろな超過勤務とかなんとかそういう点でも、やはり地裁の職員の方などに比べると予算が足らぬのじゃないですか。非常にそういうふうなことを聞きますがね。これはひとり裁判所だけじゃないんです、がね、どこの役所へ行つても、地裁のほうよりやつぱり軽く見る、それはいかぬと思ひます。ね。そんな状態にしておくと、どうしてもひがみもできるし、やつぱりその仕事の正しい処理に直接間接影響してくると思ひます。だから、ぜひ簡裁の簡裁らしい育成というところを、この点はまあ、法案のいかんにかかわらず、最高裁も弁護士会もみんなが要望しておるところですから、裁判官の充実、あるいは施設の充実と同時に、職員の立場というものを十分やつぱりふさわしいものにしていくように努力してもらわなはいかぬです。その点どういう考え方か、最後にお聞きしておきます。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 具体的な事項につきましてはまたお尋ねがあれば、所管の局長から説明するお話をしまして、それぞれ大筋におきまして私も亀田委員のお話と全く同感でございまして、これは行政庁におきまして、末端の機関というもののめんどろをよく見ていくというところが非常に必要なことであると思つております

けれども、特に裁判所の場合には、別に高等裁判所であるから上級であり、地方裁判所はそれより下級で、簡易裁判所はさらに下級であるというふうなことは決してないわけ、むしろ国民が最も接触するのはやはり第一審の裁判所でありまして、その地方裁判所、簡易裁判所というものが、むしろある意味では一番重要であるとも言えると思ひます。これは、ことに控訴、上告というところはだれでもできるわけにございせんので、少なくとも第一審を確保するということはきわめて必要なことで、これはつとに最高裁としても一審強化の問題に取り組んでまいつておるところでございまして、同時に、亀田委員からお話のござい

ました、件数が少なくてもいろいろな仕事をやることになかなかたいへんであるという点は、これは一般の書記官、事務官の職員もそうであらうと思ひますが、裁判官につきましても、私ども現場の人たちから始終聞かされておることとございまして、そういう点はこの件数を減らします場合にも私ども十分念頭に置いておるつもりでござい

ます。そうして、そういうふうな意味合いにおきまして、職員の配置あるいはその待遇等について、従来ともいわず一審強化という旗じるしのもとにやつてまいつたつもりでございまして、けれども、今後ともさらに一その努力をいたさなければならぬ、かように考えておる次第でござい